

平成29年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月9日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月14日 午前10時00分		
	散 会	3月14日 午後4時40分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	島 袋 誠
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福祉保健課長	仲 村 美奈子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津	経 済 課 副 主 幹 兼 農 地 係 長	久 田 哲 史
	社会教育課長	与 那 満		
建 設 課 長	金 城 正 明			

平成29年第 1 回今帰仁村議会定例会

議事日程第 4 号

平成29年 3 月14日（火曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 5 号	今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について	質 疑
2	議案第 7 号	今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	質 疑
3	議案第 8 号	今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について	質 疑
4	議案第 9 号	今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について	質 疑
5	議案第 10 号	今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	質 疑
6	議案第 11 号	今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	質 疑
7	議案第 12 号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	質 疑
8	議案第 13 号	今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について	質 疑
9	議案第 14 号	今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について	質 疑
10	議案第 15 号	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について	質 疑
11	議案第 16 号	今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
12	議案第 17 号	今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
13	議案第 18 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑
14	議案第 19 号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について	質 疑

○ **東恩納寛政 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第5号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 議案第5号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例について。この条例の詳しい内容の説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例についての質疑でございますけれども、まず初めに、2条の所管の事務の改正がございます。まず総務課に公営住宅及び空き家に関すること。それと各課間の業務等の調整に関することというのを加えまして、第2条のほうに企画財政課のふるさと納税に関することを定めております。それから経済課の項中に、地域振興及び6次産業に関することを定めて、各課の業務の所管に村長の権限に属する事務を分掌させることを位置づけております。あと課の名称につきましては、議会の村長の所信表明にありましたとおり、「経済課」を「経済観光課」に改めて、観光振興によりインパクトをもった業務を進行していこうということと、6次産業の推進についても力を入れていこうということの趣旨で、経済課を経済観光課に名称がえしたところであります。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 第2条、総務課の項中第8号第10号とし第7号の次の次に2号を加えるということで、公営住宅の空き家に関すること、各課の調整に関すること、この公営住宅に関することは建設課に所管していたのか。それから各課間の調整に関することというのは、これまで取り決めがなかったのか。あるいは企画財政課にあったのか、そのあたりの確認をしたいと思います。それから地域振興及び6次産業に関することです。このほうもこれまでの条例にはなくて今回入れるのか。あるいは課の変更ということなのか、お伺いしたいと思います。

それから今、説明がありましたけれども、経済観光課に改めていくことによって、どのような形で経済の活性化に取り組むのか。これはぜひ村長のほうから強い意欲をお聞きしたいと思います。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** ただいまの質疑について説明いたします。

まず初めに、公営住宅に関する質疑についてでございますけれども、公営住宅に関しては、計画等を含めて、家賃の徴収等は総務課で今までもやっております。ただ建設につきましては、建設課でそのまま位置づけてやっております。あと空き家につきましては、結構話題になってはいますが、空き家対策に関する窓口がどこにあるかという定めがなかったので、総務課のほうで定住人口の増を含めて、関連があるのではないかということで、総務課のほうに位置づけていることであります。あと各課の調整に関することにつきましては、今までは他の課の業務に属さないものについては総務課で担うということになっていたものにつきまして、その関係の業務について、各課間で調整して、その業務の位置づけの調整を総務課のほうで図っていこうということでの趣旨で、調整業務に関することを入れております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 吉田清尊議員の質疑にお答えします。

今回の課の設置条例の一部を改正する条例の中で、「経済課」を「経済観光課」に改めるということですけれども、先ほど総務課長からありましたように、今、沖縄はご承知のとおり、予想以上に観光客の増加がありまして、1,000万人を目標に県のほうも修正をしておりますし、また海洋博会場にも年間約600万人ぐらい来ております。私たちの今帰仁村にも80万人以上の観光客が来ています。今まで経済課の中に観光担当を置いて取り組んできましたけれども、やはり増加する、特にインバウンド観光客を含めて、また今帰仁村の商工会、観光協会で行き組みをしております民泊等についてもかなり伸びてきております。そういう中でさらに観光にインパクトを持たせて、取り組みを強化するという意味で、経済観光課に改めております。ことし、第10回のグスク桜まつりもおかげさまで成功裏のうちに終わりましたけれども、前年度に比べて約1万4,000名の今回増加であります。ことしは非常に天候もよくて、去年が3万4,645名でしたけれども、ことしは4万8,750名、平成26年度の4万7,927名も超えて、2週間のまつり期間にしてからは過去最高という観光客が来ております。それから恒例のマジックアワーRUNも4月15日に開催されますけれども、締め切りした時点で、少しですけれども、約90名近く去年よりふえております。そういう中で今後さらに観光に力を入れて活力ある村づくりをするために経済観光課と改めて、今後観光協会、商工会とも連携して、県内外に今帰仁村の観光をさらにピーアールするためにキャラバンなども考えております。今回の当初予算にはちょっと計上しておりませんが、さらに具体的に観光協会、商工会と詰めて、県内外に今帰仁村の観光キャラバンとしても売り込んでいきたいと思っております。隣の本部町などは以前から特に桜まつりの時期に県内、あるいは県外に観光キャラバン隊も派遣して取り組みしておりますので、今帰仁村も今後そういう具体的な取り組みも進めていきたいと思っております。村長としても観光に力を入れていくということで、桜まつり、それから古宇利島マジックアワーRUNについても事業所へのポスター、あるいはチラシなどの配布も今やっておりますけれども、去る2月15日東京出張の機会に、第1回グスクまつり大会から100万円協賛していただいておりますクラブツーリズム、今回は800名ぐらいの観光客を今帰仁グスク桜まつりにお客さんが来たわけですけれども、直接東京都新宿にあります会社を訪れて、桜まつりのお礼とまた次年度以降の今帰仁村への観光客の増加についても要請してきましたけれども、会社のほうからもまたいろんな新しい取り組みをしたらどうかといういろんな意見もありました。今後そういう意味で、経済観光課というのを具体的にインパクトのある取り組みをするために、経済観光課に改めたという理由であります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 公営住宅の空き家に関する事です。このことを明確にしたということでありまして。それから各課間の調整に関する事、その他のことについては総務課ということによって位置づけられたと思うんですけれども、明確にすることによって、総務課の調整機能としてぜひ機能を発揮して、村政発展に寄与してもらいたいと思っております。それから空き家対策ですけれども、この空き家のことについては、村民から結構ニーズといいますか、需要がありまして、個人的にも問い合わせがありますけれども、こういう形で明確にして、これから空き家対策、あいたときには即対応できるような体制を整えていただきた

いと思います。それからまた広報等でお知らせもしていただきたいと思っております。

それから今、村長からすばらしい答弁がありましたけれども、経済観光課にすることによって、これから観光客ですね、先ほどもありましたけれども、今回、今帰仁グスク桜まつりが4万8,000人余りと大変好調に観光客の入客があったわけでありまして。この経済観光課にすることによって、新しいイベントの模索というか、考えていらっしゃるのか。それから第2条、経済課の項中第6号の次に次の1号を加えるとして、地域振興及び6次産業に関することということでありましてけれども、この6次産業ということで、商工業、それから観光業、2次産業、加工とか、そのあたりとの連携も含めて、地産地消をしっかりと取り組むお考えを持っていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。この6次産業にどうつなげていくか。それから新しいイベントも今後考えていくお考えがあるでしょうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○我那覇隆文 経済課長 6番吉田清尊議員の質疑についてご説明申し上げます。

ただいまございました観光分野での新しいイベントについての考えはないかということでございますけれども、今現在の考え方としては、今あるイベントを誘客に向けてブラッシュアップしていく方向で考えております。それから6次産業の推進につきましては、これについて商工会も含めた形でどうかという方向で考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第5号 今帰仁村課設置条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

提案理由、総務課、企画財政課及び経済課の業務の見直しに伴い、改正する必要があるため、この議案を提出しますということです。どのように改正していくのか、お伺いします。

それと先ほどもありましたが、公営住宅及び空き家ですが、特に空き家はあるけれども、貸さないという現状なのです。原因は仏壇、トートナーがあるから貸さないのが大きな原因です。これをどういう方法で解決するかということで、取り組まないといけないと思っています。湧川にもいっぱいあります。ウフヤーにはタイマーで電気をつけて、空き家はいっぱいあるけれども、金に困ってないから、貸さないでもいいということで、今そういう状況だと各字思っておりますので、行政とともに取り組んでいかないと、この空き家対策は簡単にはできないと思っていますので、答弁を求めます。

それと各課の調整に関することとありまして、私は各課の連携が必要だと思っています。今までは縦で、各課の交流は少なかったと思っていますので、特にイベントをするときには、この課がイベントをするから別の課は関係ないという形で今はやっていますので、ぜひ村のイベントをするときは役場の皆さんも顔を見せるようにやってもらいたいと思っています。担当課だけで1日中いるけれども、別の課は一回も顔を見せない人がいっぱいいますので、ぜひ同じ行政マンとしてともに、異動したら別の課に行きますので、ぜひ別の課とも連携していけば、より行政サービスがよくなると思っていますので、答弁を求めます。

次に、経済観光課に、経済課でも今まではできたけれども、観光ということで、経済観光課だということで、観光に力を入れようという思いもありますけれども、今後、今まで培ってきたクラブツーリズムとの関係がいろいろ停滞していたと思っています。今後このクラブツーリズムの云々で桜まつりができた

思っていますので、桜まつりの強化についてもクラブツーリズムとの連携をどう図っていくか。

次に、地域産業及び6次産業化に関することがありますけれども、生産から加工、販売までやるのが1次産業から3次産業までやるのが6次産業化と思っておりますので、私が今まで今帰仁村とか、あちこちの産業まつりに行って感じたことは、今帰仁村には民泊は来るけれども、観光団はいっぱい来るけれども、今帰仁村にお土産を持たず売店がない。お土産をつくっているところがあまりない。離島はいっぱいあるんです。この地域では民泊の子供たちはお土産を買っていくんです。今帰仁村は古宇利で民泊の方にお土産を買わそうとしたら、入場料が出るからお土産品店に行けない。社長とも相談をしたけれども、私たちはチケットだけれども、子供たちは自由には入れないのが現状です。お土産品店です。それによって、多くの方は名護市の御菓子御殿でお土産を買わせています。だけど今帰仁村ではどこでもお土産をやっているのがなくて、ぜひ今後はいっぱい観光団は来るのに、今帰仁村のお土産を開発してもらいたい。特にJA婦人部、商工会婦人部等と協力して、今帰仁村に来たらそういうお土産がありますということで、今帰仁村でお土産をつくって観光団に買わせて、お土産を開発できたらと思っています。それによって、相当の農家が潤ってきます。これは農家の婦人部も、オッカーたちも一緒に協力してできたらと、今後の今帰仁村の課題だと思っています。お客さんは来るけれども、今帰仁村のお土産がない現状ですので、こっちに金が落ちる方法ができたらと思っていますので、ぜひ経済観光課の今後の課題として取り組んでもらいたいと思っております。それについて答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番與儀常次議員の質疑にお答えいたします。

先ほど村のいろんな桜まつりとか、古宇利島マジックアワーRUNとか、大きな行事があるわけですが、その会場に職員とかが顔を見せるとかではなくて、この桜まつり、それから古宇利島マジックアワーRUNは、実行委員長の村長を中心にして、副村長を含めて、全課長が実行委員会に入って、それぞれの分野で具体的な取り組みをしております。與儀常次議員の質疑は、そのまつり期間中にそこに参加する人が少ないのではないかということの趣旨だと思いますが、ただ全庁を挙げて、桜まつり第10回、ことし成功裏に終わったと私は思っていますけれども、それからこれから迎える第7回の古宇利島マジックアワーRUNも全庁を挙げて取り組んでおりますので、そこら辺は関係のない課とかということではありませんので、ご理解いただきたいと思えます。

それと観光客のお土産についても村内にいっぱいお土産はあるんです、実際。今帰仁村の特産品の泡盛であり、また砂糖であり、いろんな努力をして工夫して、今売り出しておりますけれども、まだ観光客の客層によって、お土産も違うわけです。例えば大人だったらふるさと、あるいはまた今帰仁村の特産品の黒砂糖とか、いろいろ事業所、あるいはまたそ〜れ、リカリカワルミなどでも販売しておりますけれども、またこれからより観光客に好まれるような新しい今帰仁村の特産品、お土産の開発についてはまた商工会、観光協会とも今後とも協議をしながら、また観光客のニーズに沿ったようなお土産品の取り組みをやっていく必要があると思えますけれども、現在、今帰仁村の特産品いっぱいお土産がありますので、私も少しピーアールと思って、私の名刺の後ろにも少し印刷をしてやっております。これは今後もっともっと観光客に、特に民泊に来る学生向けのお土産、そういうものについても商工会、観光協会、あるいはまた事業

者とも連携を密にして、今後開発していく方向で、村としても力を入れていきたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

どのように業務を改正したのかということでございますけれども、まず1点目に空き家に関する窓口がどこということが明確になかったので、今回、総務課のほうに位置づけようというものの改正です。それと各課間の業務を本来であれば税務課が妥当なのに、今の事務分掌にないだけどもといった関係の業務の調整関係についても総務課で調整役を担っていこうということと、どうしてもまたその他の課に属さないものについては、必要な行政サービスについては、当面、総務課で運営していこうということで、その他の課に属さない業務については総務課で担っていこうと。それは今までどおり残してある内容です。今までふるさと納税につきまして総務課のほうで窓口になっていたわけでありましてけれども、自主財源の財源的な関連から、企画財政課、財政を担う部署に移したほうが一元化的に、財政運営を含めてできるのではないかとということで、企画財政課に移したところです。あと空き家対策につきましては、今、健康長寿対策の事業の中でも空き家の調査をされておりますし、また他の部署でも空き家の情報、調査をやっておりますので、その辺の情報を需要と供給が合うような形で整理できる窓口として総務課が担うということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 答弁漏れがあるようですので、1番與儀常次議員の質疑にお答えいたします。

これまでグスク桜まつりに、第1回まつりからかなり協力、また具体的に言えば当初1回目は何か200万円協賛金を出してもらったということを知っておりますけれども、その後、第10回大会まで毎回100万円協賛していただいて、グスク桜まつりを成功させるために多大な貢献をしていただいたということで、感謝しているわけですが、今回からグスク桜まつり実行委員会の予算ではなくて、クラブツーリズムのお客さんが沖縄の桜まつりを見て、またその会場でどういう催し物を一番望んでいるかということで、何か検討した結果、沖縄の民謡をぜひ聞きたいということがあったということで、これはクラブツーリズムの予算で、会場内に従来テントを2張りだったんですが、2張りではちょっと狭いので、今回4張りを張って、クラブツーリズムのほうで地元の民謡グループを頼んで、民謡を2曲披露して、大変喜ばれておりました。今回800名ぐらいのお客さんが来たのですが、私もまつり期間中ほとんど、1日、2日を除いて、このクラブツーリズムのお客さんと一緒に民謡を歌って、最後のカチャーシーまでして歓迎の挨拶もしたんですが、当初、桜まつりが始まる前に、クラブツーリズムの役員3名が見えて、第10回記念のまつりを機会に、ちょっと会社のほうとしても今後協賛していくかどうかということの議論が出ているということを知りまして、私も非常に気になりまして、今後ともずっと協賛していただきたいという思いがあつて、今回2月15日に東京出張の際、新宿の本社へ行って、沖縄を担当している第3国内旅行センターのアシスタントマネージャーをしている森さんという方に直接お会いして、第11回大会以降もぜひたくさんのお客さんを連れてきてもらいたいという要望をしまりまして、また会社で検討して、第11回からも協賛していくかどうか検討しますということでの返事でしたので、協賛していただけるものと期待をしております。クラブツーリズム以外にも今回4万8,000名ですけれども、できるだけ回を重ねるごとに観光客

をふやしていきたいと思いますので、クラブツーリズムは近畿日本ツーリストの系列の会社だと聞いていますけれども、そのほかにも大手のJTAとか、日本旅行とか、大きな旅行社がいっぱいありますので、今回経済観光課という少しインパクトをもった課にして、こういうキャラバン、これから具体的に取り組みを検討して、キャラバンもやはりやらないとお客さんが来るのを待っているだけでは、観光客はふえないのではないかと思います。先ほどちょっと本部町の例も言いましたけれども、今後、観光協会、商工会とも連携して、早ければ年度内に計画をして取り組みをしていきたいと思っております。これはこれからやはりインバウンドの観光客も大分ふえております。今回、古宇利島マジックアワーRUNにも去年11月末に、観光協会長、事務局長、3名で呼びかけにいきましたけれども、今回そんなにふえていないのですが、やはり継続して外国からの観光客、また古宇利島マジックアワーRUNへの参加者をふやすためには、やはり単発ではなくて、今後企画してやっていく必要があるのではないかと思います。そしてちょっとまだ先の話ですけれども、隣の本部町にクルーズ船の寄港計画も決定いたしまして、これから具体的に取り組みが始まると思いますけれども、二、三千名のクルーズ船のお客さんが来ると、観光バスは恐らく四、五十台連ねてきますので、現在、那覇市のほうにクルーズ船が結構寄港しているんですが、観光バスも同じところに四、五十台、目的のところに行きませんので、大体分散して何箇所かに分かれていくということでもありますので、隣の本部町ですから今帰仁城跡、それから古宇利を含めて、今後今からクルーズ船が寄港した場合、今帰仁村としてどのように受け入れていくかということを計画しないと、せっかく本部港に来て素通りしたら、また今帰仁村の観光客の増にはなりませんので、こういうことも含めて、観光課として今後、今帰仁村の観光客の増加に向けて、これまで以上に取り組んでいきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今、誤解しないでもらいたいのは、こっちに課の調整ということがありますので、課の連携を強化する目的でつくったということだと認識して今、質疑をしていますので、別の課のイベントに来ていないとは言っていないです。これ以上に来てほしいということで今、やっておりますので。

それと空き家は個人個人で行くよりは、やはり行政とともにアタックしたほうがプラスだと思っております。一人で行っても貸しませんので、行政とともに空き家の主に行けば、ちょっと芽出しができると思っておりますので、ぜひともに地域のメンバーと役場と、家主さんと本当に協議して、空き家がなくなったほうがいいなと思っております。幸いに今、今帰仁村では空き家で子供たちが遊んで、いろいろ事件・事故はないですけれども、可能性のある場所なんです。誰もいないから。タイマーで電気もついている。遊び場所として一番適した場所だと思っておりますので、ぜひ今後できたらなと思っております。

先ほどまつりは、イベントは、今帰仁村がやんばるで一番盛り上げていると思っております。音響担当のメンバーにも聞いてみると、今帰仁村のまつりは一番多いのです。他島から来るものが。手づくり、テナントはみんなテキ屋ではなく子供たちがテナントを担当してということで、好評があります。名護市、本部町は海洋博がやるし、名護市はオリオンビールが主体になってやるからということで、今帰仁村が一番いいなという好評を受けていますので、頑張ってもらいたいと思っております。

お土産ですが、売る場所はいっぱいあると思っております。古宇利、リカリカワルミ、そ~れも、ぜひそういう場所に開発して、お土産が置けたらと思っております。きのうの本部のクルーズ船ですね、村長が

答弁した。今後出てくると思っています。名護市のメンバーからもいろいろ聞かれています。フルーツランドの店長からもですね、クルーズ船が来た場合は、本部町、今帰仁村ばかりではないということで、やんばる全体で取り組むべきだと思っています。今、村長の答弁で、一気に50台も同じ場所に行けませんので、各市町村、広域連合でクルーズ船が来た場合は、観光団をどうお迎えするかだと思っています。クルーズ船は那覇のメンバーはこっちに来ません。滞在時間があるみたいですので、この滞在期間中に北部、どこまで行けるかだと思っていますので、ぜひ広域連合で協議して、本部に来た場合は、みんなで各村、村に金が落ちるような対策ができたかと思っておりますので、ぜひ取り組んでもらいたいと思っています。そのことでもう一回、村長に答弁を求めて終わります。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番與儀常次議員の質疑にお答えいたします。

クルーズ船の件ですけれども、このことについては北部広域圏事務組合、それから北部町村会でも正式な議題ではないんですけれども、そういう受け入れについて本部町だけではなくて、本部に寄港した場合に予想されますのは、今帰仁城跡、それから古宇利、それから国頭村、東村、大宜味村、国立公園に指定されまして、2018年度に世界自然遺産に向けて、今、準備を進めているそうですが、そうしますとやはり北部連携しないと、お客さんがまた満足できるような観光にしないと、本部への寄港が魅力ある観光地づくりをしないと、お客さんはふえないと思いますので、このことについては北部広域圏事務組合、そしてまた北部町村会、そしてまた北部には観光協会の連絡会もありますので、そういうところとも連携しながら、今後、寄港した場合の受け入れについてお客さんが満足できるような観光づくりを北部全体で、あるいはやんばる全体でやっていくために、村長としてもその場で発信をしていきたいと思っております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 5号議案について質疑いたします。

その中のただいまの経済観光課についてなんですけれども、今までの質疑答弁で、あらかた理解はいたしておりますけれども、その中で1点だけ確認も含めて質疑いたしたいと思っております。最初のほうで村長もおっしゃってございましたけれども、従来の条例の中に商工観光に関することということで、既に係りはあったわけです。それを観光を経済課の看板につけるということで、村長の観光に対する強い思いが非常に伝わってくるわけがございますけれども、これに伴い、この経済課の仕事量というのもふえてくるのではないかと考えております。昨年の所信表明でも質問したかと思っておりますけれども、経済観光課にすることで、課の職員というのがふえるのでしょうか、質疑いたします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 11番座間味議員の質疑について説明します。

経済観光課にしたことによって、商工観光に関する職員がふえるのかどうかということでございますけれども、商工観光担当の職員を1人増にしております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫 議員 1人増員ということでありましてけれども、これは増員された職員は観光に特化した仕事をされる職員なのではないでしょうか、伺います。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時39分)
 - 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)
- 島袋輝也総務課長。

- 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

職員を特化した形であるのかということでの質疑ですけれども、職員につきましては、業務に商工観光担当ということで位置づけしますので、課長の裁量で業務が忙しい場合とか、さまざまあると思いますので、その辺の業務の係り間の事務の流れ全般につきましては、経済観光課長の事務分掌の中で割り振りしていくんですけれども、特に特化したという職員を配置したかに関しては、特に英語の堪能である、フランス語についても堪能であると、専門的に観光関係について少し勉強をしてきた方だということで、位置づけております。以上でございます。

- 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

- 3番 與那嶺 透 議員 議案第5号について質疑いたします。

先ほどから経済課を経済観光課に改めるという質疑、説明等がありまして、大方理解をしておりますが、この中で質疑したいのは、観光協会との連携をこれからどうやって連携していくのか、その前に、これまでどのような連携の仕方をしていたのか、これからどのように連携していくのか、課の中の業務の内容も多少変わってくるのかと思うんですが、この説明も求めたいと思います。

あと予算書を見ますと、総合まつりとグスク桜まつり、北山の風と、ハーフマラソンを見ますと、昨年に比べて全部で500万円の減となっています。村長、観光に力を入れるとおっしゃっていましたが、その辺の整合性の説明を求めたいと思います。

- 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

- 喜屋武治樹 村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えします。

今度の平成29年度予算で総合まつり、それからハーフマラソン、それから北山の風ですか、前年度に比べて500万円ぐらい減だということでもあります。この主な理由は、ほとんど一括交付金を活用していましたが、残念ながらご承知のとおり、沖縄全体でもかなりの額が前年度に比べて減になりまして、今帰仁村でも約5,000万円、去年が約3億3,000万円あった一括交付金が、ことしは2億8,000万円程度しかないんです。それで約5,000万円削減されておりますので、この事業にはほとんど一括交付金を使っていたけれども、そういうことで、今回当初予算では減にしておりますけれども、これから具体的に事業に取り組む中で、どうしてもこの予算が減ったために、いろいろなまつりに一括交付金を使っていたのが、事業の内容の低下とかにならないように、また新年度予算、議会の同意を得た後、また具体的に取り組みをする中で、ほかの予算が充当できるのか、あるいはまた一括交付金、割り当てされております2億8,000万円の中から精査して、またこれに補填できるのか検討して、やっていきたいと思いますが、この一括交付金の減によって、ことしよりこの事業の内容が落ちないように努力はしていきたいと考えております。

- 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

- 我那覇隆文 経済課長 3番與那嶺 透議員の質疑についてご説明申し上げます。

観光協会とのかかわり方について、これまでのかかわり方、それからこれからのかかわり方ということでの質疑であったと思います。これまでも村のほうから観光協会へは補助金という形で運用補助金を流していました。それに伴って観光協会も頑張っていたというわけなんですけれども、これまでもマジックアワーRUNであったり、桜まつりであったり、主要な今帰仁村のイベントについては、観光協会も実行委員会の中に入っていて、取り組んでいただいているところがございます。それからこれからのについてもより一層連携して、そのようなイベントについても連携をとっていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時46分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 すみません、説明の中で少々追加でご説明したいと思います。これまで観光協会とのかかわり方の中では、定期的に話し合いを持たれたとかということではなくて、どちらかということ、イベントの直前であったりという形で、協議をされたりとかということがあったと思いますけれども、今後については、定期的に話し合いを持つ場をセッティングして、その中で観光協会の考え方、それから村の考え方もすり合わせた中で、連携を図っていきたいと考えます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時48分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時48分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 先ほど経済課長からも答弁がありましたけれども、今後、観光協会と先ほど経済課長からありましたように、観光協会が具体的にこういう事業をしたいとかという場合に、村との話し合いとかありましたけれども、今後定期的に月1でやるのか、具体的なことについては、協議会と協議していききたい。これはなぜかといいますと、私は去年の8月23日に就任して、観光協会の会長たちとも何回か話したんですけれども、観光協会はかなり民泊のお客さんがふえまして、1万人ぐらい来て、民泊からのかなりの収入で、平成29年度から、村からの補助金はなくても自前でやっていけるということで、これは前村長との話し合いというか、あったそうですが、その後、観光協会の説明によりますと、民泊がふえたものですから、また民泊担当の職員を2人ぐらい増員して、その分またやはり人件費もかかるわけですが、それでその後、去年の就任した後、観光協会の会長が挨拶に見えまして、前の村長との話では、民泊でかなり収入もふえたので、補助金はもう村からは要りませんという形でいったけれども、平成29年度については、当初9,650円補助金を欲しいということがありまして、私びっくりして、これはどういうことですかと。こういうことは聞いたことはないですと言ったら、これは会長が言ったことですから、この場でも言いますが、村民1人1円と。これはどういう売りですかと言ったら、やはり村から補助金なしでは今後の今帰仁村の観光行政において、観光協会と村の連携もできないし、あるいはまた観光協会関係者からも村からの補助金もなくてはいろんなイベントとかにも協力は難しいのではないかという話がありましたので、私はそこの理解にちょっと苦しんで、そういうことではなくて、観光協会の果たしている役割は非常に大きいので、村としても村の観光の発展というのは、今帰仁村の発展につながることで

すから、観光協会を運営していくために必要な予算については、村長としては考えていますと。そういう中で、今回、当初600万円ほどの予算要求がありましたけれども、今回いろいろ予算計上の中で検討した結果、観光協会を運営して、民泊だけではなくて、観光行政全て担っていくわけですから、当初予算では基本的には事務局長の経費の約3分の2は村が基本的に補助して、頑張っていたきたいということで、前年度に比べては減っていると思いますが、そういう位置づけでやっております。だからそういう中でやはり定期的に会長、事務局、役員を含めて、やはり情報をきちんと交換して、観光協会がこれから具体的にまたどういう事業をしていくのか、あるいはまた村として、観光協会の担う役割については、村長としても評価しておりますので、そういう意思疎通を図って、一緒になって村の観光行政に取り組んでいくためには、どうしても定期的にイベントがあるなしにかかわらずやっていかないと、ちょっと意思の疎通が十分図れないのではないかと、今回、先ほど経済課長が答弁したように、もっと連携を密にしていきたいということで考えております。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 ただいまの村長と経済課長の説明、答弁で大体理解はいたしました。もう1つ、村長のほうに確認なんですけど、先ほどまつり、ハーフマラソン等を減にするんですが、内容自体中身を落とさないように努力していくと答弁がございました。これなんですけど、村長、観光に力を入れていくという力強い答弁も先ほどからありますので、これをちょっと発展させて、さらに充実させていくという意気込みを聞きたい。その辺、金額を落とすんですが、自前でその分、補うようなことができれば一番ベストだと。これは財政との調整もあるので、内容をぜひ落とさないようにやっていただきたいと考えております。村長、その辺のお考えを求めたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時55分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 3番與那嶺 透議員の質疑にお答えします。

予算が前年度に比べて減っているということですが、これはほとんど一括交付金を活用しておりますので、5,000万円の減ということで、かなり大幅の予想以上の減でありましたので、当初予算では大体減った分の率で計上されていると思いますけれども、また具体的に今後取り組みを強化する中で、予算の増額、あるいはまた内容の取り組みを含めて検討して、まつりそのものは年々発展していくようにしたいと思います。そして1つだけ、議長から長いと言われておりますけれども、新しい取り組みですが、古宇利島マジックアワーRUNが4月15日に行われます。これまで7回目ですが、1回目は震災で中止、2回、3回は大雨で交流会がなしで、その後500円のテナントクーポン券がなくなって、入場料を4,500円にして、その後、反省会ですね、表彰式も寂しいので、村の商工会を中心にして、テナント業者も出ているんですけど、最後まで残るお客さんが非常に少ないと、参加者に比べて。それでことしから村内外の企業の皆さんにもまたいろいろお願いして、表彰式が終わった後に、大抽選会を開いて、できるだけお客さんを残して、そして交流をしながら、また村の特産品の販売も含めて、今、企画して、沖縄タイムス、それから日刊スポーツにも今回、大抽選会がありますということで、かなり大々的に宣伝されております

ので、宣伝した以上はまた協賛企業も回って、また新しい企画をして、予算が厳しい中でも参加者はふえて、そしてまた参加した人たちがよかったと言えるような大会にしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 村長の意気込みをお伺いして、少し安心したという感じです。観光協会と今後さらに、月1程度意見交換をして、いろいろ観光協会もアイデアを持っていると思います。実際持っていますので、そこまた役場との調整を密にやっていけたらと思っております。古宇利島マジックアワーRUNの今回の、今、村長がお話をした抽選会も中身が肝心だと思いますので、商品の中身をぜひ努力していただいて、本当に参加者が来てよかったと。これをもらって本当にうれしいと思えるような商品にしてください、期待しております。以上で終わります。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時58分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時15分)

ほかに質疑ありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 議案第5号について質疑いたします。

1点だけなんです、ふるさと納税に関することであります。財政を担うので、企画財政課にしたということでありましたけれども、この企画財政課にはふるさと納税に精通した担当者がいるのかどうか、お伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 5番與那議員の質疑について説明いたします。

まずふるさと納税に精通したということでございますけれども、本村の役場の職員につきましては、全ての業務につきまして、精通とかというものはありませんので、担う業務について一生懸命勉強をして、住民サービスに努めているところでありますので、そのような関連から、そのような方向で一生懸命頑張ってくださいということでの位置づけです。総務課に移したことにつきましては、本来内部の統制事務、内部の職員管理等で機構改革であるとか、時代に即した組織のあり方とかをその部署、部門でやっておりましたので、その辺をすっきりして、スムーズな行政の流れをつくっていきたいということで、今回ふるさと納税につきましては、企画財政課に位置づけたというところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 精通したという言葉については、ちょっと語弊があったかもしれませんが、ほかの県外のふるさと納税先進地といいますか、そういうところの方々はものすごく東京に出たり、いろんなところに出て、勉強会を含め、一生懸命頑張っております。寄附額を集めるだけではなく、この使い方に関してもみんなが集まって勉強しております。沖縄県内において、今帰仁村はものすごくトップランナー的な存在であると思っております。県内からも結構視察等を含めて、ふるさと納税に関していろんな方々が来ているかと思われるんですけども、このふるさと納税、村長、寄附額を今後新年度に向けてもっともっとふやしていきたいのか、これも意気込みみたいところになるかもしれないんですけども、村長の答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 5番與那勝治議員の質疑にお答えします。

このふるさと納税は全県でも件数にして約8,000件、金額にして1億8,000万円ですか、金額については名護市に次いで2位と。非常に全県から注目されています。村長としては、これはもっともっとふやしていきたいという思いです。私はずっとこのふるさと納税の寄附の決裁をするときに、金額ももちろん大事ですが、コメントが結構あるんです。寄附した人の思いとか、その中で非常に多いのは、今帰仁村の自然景観を生かした観光むらづくりにも尽くしてもらいたいとか、あるいは今帰仁城跡に行って非常にすばらしかったと。あるいはまた古宇利島に行って、あの青い海、青い空に感動したと。そしてまた今帰仁村のマングローブですね、そういうコメントが非常にあるので、やはり今後もっともっとそういう納税をしてもらいたいということで、リピーターと申しますか、1回限りではなくて、2回、3回も。できたらやるたびに金額も、今は1万円が多いんですが、またふやしていただきたいという思いがあって、今回、施政方針にも述べましたが、やはり寄附した人たちが自分たちが寄附した納税が返礼品がよかったとかということだけではなくて、具体的にどのように納税したのが使われて、今帰仁村の子供たちのためにいろいろ使われたとか、あるいは福祉のために使われたとか、あるいはまた観光のために使われたというものを、もっと発信できる方法を考えていきたいと思えます。そしてまたふるさと納税今帰仁、宣伝してもらうような、そういう制度も何か検討していきたいと。ふるさと納税大使みたいです。これは全ての人というのはちょっとあれですが、大口寄附者と言ったら語弊があるかもしれませんが、年に100万円の大口の納税をしてくれる人も何件かありますので、そこら辺ちょっと今までと少し違った取り組みもしていかないと、今、県内の各市町村、先ほど與那議員から質疑がありましたように、全国的にもいろいろな取り組みをしております。そういうことで、金額をもっともっとふやして、非常に自主財源も厳しい中で、このふるさと納税は非常に大切な税収でありますので、これまでの取り組みをまた振り返りながら、新しい取り組みも商工会が今、頑張っていてやっていますけれども、また観光分野については、また観光協会のほうでいろいろな新しいメニューも考えていくということですので、先ほど前の議員にも答弁しましたように、このふるさと納税については観光協会、商工会との連携は必要不可欠でありますので、定期的に協議の場を設けて、具体的にどのように取り組みを強化したほうがいいのかということも含めて、ことしよりも来年、来年よりも再来年と、毎年伸びていけるような、返礼品の検討も含めて取り組みを強化していきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治 議員 商工会、観光協会とも連携を深めて、どんどん伸ばしていきたいということでありましたけれども、全国から見ますと、今帰仁村もまだまだ下のほうであります。商工会、観光協会もいいんですけれども、やはり県外の先進地に出向くことも、これは絶対的に必要であると思えます。せっかく企画財政課へ移して、新たな取り組みをしようとしているのですから、企画財政課に移ったことによって、こういうことをしたいという言葉は本当はもらいたいんです。こういう計画がある、こういう企画があって、こっちに移したいと。こういう熱い思いがあって、ふるさと納税は企画財政課になるんだと。その前に担当者はこうこうこう、この辺の研修に行かして、学んできてもらって、それにちゃんと取り組みたいと。そういう思いがないといけないと思っております。新年度に向けてふやしていきたいとい

うことをございますので、ぜひ先進地はどういうところがあるのかとか、財政規模、人口を含めて、類似団体とかありますので、類似団体を見ながらでも、ふるさと納税や先進地にぜひ赴いて、取り込めるところは取り込んでほしいと思っております。これは一般質問でもやっておりますので、また一般質問でさせていただきたいと思っております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 議案第5号について質疑いたします。

先ほどから同僚議員が皆さん質疑されているので、やはり村の観光、通過型観光とか、空き家対策とか、やはり村が抱えるいろいろな課題を解決するためには、やはりこういう課設置条例の一部改正というのは大変素晴らしいことだと理解しております。その中でちょっと確認いたしますが、今帰仁村行財政改革推進体制というのが今帰仁村で組織として形が、体制が明記されております。その中で体制を組織する意味として、我が村の自治、経営能力を高め、財政基盤を確立するには経常経費の大幅な削減、行政事務の合理化、効率化を徹底するとともに、村民を挙げて、むらおこしの機運を醸成する必要があるという形で述べられております。この辺やはりこれだけ大きな行財政改革になってくると思いますので、課の変更とか、課の名称変更とか、いろいろ内部的にすごく変わってくると思うんです。結局、現場の人間、職員ですね、職員の働きというのが大変重要になってくると思います。そのとき合理的、効率的にすぐ機能する。来年度とか、迅速にしっかりと効率的に発揮するためにも、職員の理解等は絶対的に必要だと思うんですけれども、その中で行財政改革協議会という形で、ワーキングチームを組織して、職員が一生懸命行財政改革をするための勉強をして、それをまた課長会と情報を共有しながら、こういうふうな形で行財政改革をするための、今回でいえば経済課を経済観光課にするために、内容をもんで、職員がどういう動きをするんだとか、そういう部分というのが当たり前の話、絶対的に必要だと思うんですけれども、この辺の今の状況を、今回上程するに当たって、しっかり順序というか、この体制に基づいて、今回の上程に至っているのかどうか、伺います。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

まず今回の課の設置に関しまして、行政改革関連の協議を踏まえた上なのかどうかということをございますけれども、平成28年9月の議会でしたしか行財政改革の職員の業務等のアンケート調査を行って、実施してきております。その結果についても上がってきているところでもありますけれども、その中で業務のあり方、職員が組織的に動いているという、個々の業務は一生懸命なんだけれども、組織全体で動いているという状況がちょっと見えないという、ラインでの業務はできているというアンケートの分析結果も出ておまして、この辺、大きな改革につきましては、平成29年度で課の統廃合とかというものはやっていこうという方針のもとで、今回は経済課の村長の観光と経済を結び、農業関係を結びつけた課の名称がえで少しインパクトをもった業務を推進していこうと、課の名称がえにしたところです。あとはふるさと納税につきましては、総務課で今まさに上原議員が指摘した内容の部署の担当がふるさと納税の担当も抱えている中で、その辺の行政改革云々の業務が少し滞っているところがございましたので、その辺を移して、先ほども與那議員に説明したとおり、内部の組織改編とか、組織再編につきましては特化して、次年度は

向かっていきたいというふうに、今回はそのような課の編成になっております。次年度に向かって、行政改革の具体的な動きをやっていこうという確認のもとで動いたところ です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいまの総務課長の答弁ですけれども、今総務課の行政係がふるさと納税も担当しているということでの答弁だと今、理解していますけれども、そこがそういうワーキングチームとかの中心とか、今後やっていく場所だと理解しております。今の答弁ですと、ワーキングチームは実際まだ発足されておらず、まだ実際動いていないと。今後、平成29年度これを通過させてから動き出すということで、理解してよろしいでしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

ワーキングチームというか、プロジェクトチームにつきましては、総務課長の命で各課の係長等の組織はやっております。具体的に職員等の業務のあり方についてのアンケート調査をとる中で、その辺の公表をしながら、2回ほどですか、全体の公表をしながら集まって、今後どうしようかという内容までは議論しておりますけれども、大きな課の組織の編成につきましては、次年度以降、村長の人事異動方針等を含めて、次年度以降に大幅な業務の見直しとかを含めて、検討していくということで、行政スケジュールはもっているところです。平成29年度に行政改革大綱等に基づいた行革を行っていくという動きです。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時29分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 業務のあり方とか、組織全体的な機能がまだはっきり連携がとれていないとか、そういう課題はもう既に上がってきているということで理解しました。今後そういう全体的な課の課題に対してはしっかりと今後ワーキングチームなり、プロジェクトチームを組んで推進していくということで理解しております。今回の経済課から経済観光課に改める。これはすごく大きな行政改革になると思うんですけども、これはこの観光に特化して、そういう村長の思いとか、そういうのも十分理解はしておりますし、通過型観光とかというのは長年今帰仁村が抱えている中で大きな課題の一つですので、その解消に向けて、すごく期待できる部分だと思うんですが、今、経済課から経済観光課に改める上程なんですけれども、そのことに関してももう多分ワーキングチームは組織されていなくて、しっかりとした協議がなされていないという形で今、私は理解しているんですけども、経済観光課になるから職員を1人ふやしますと。7項ですね、一つの地域振興及び6次産業に関することとか、そういう業務もまた一つふえますということも理解しているんですけども、今、職員がどう機能していくのかということが、やはり現場がしっかり力を発揮できる状況でないと、経済課から経済観光課に変えたからといって、すぐ期待できるような効果が発揮できるのかというのがすごく疑問なんです。職員自体がちゃんと理解して、こう変わるから、こういうふうなことをしっかりやっていこうとか、その辺の業務の明確な部分が正直言ってみえないと思っております。これにもありますとおり、行政事務の合理化、効率化を決定して、村民を挙

げてむらおこしの機運を醸成する必要があるということをごくいい内容でうたっているの、それを本当に実現するために、この辺の効率化とか、合理化とかがまだはっきりもまれていないのではないかとというのが懸念としてあります。これを今後、平成29年度こういうワーキングチームを組んでやっていくという話でありますけれども、まず経済観光課に対しても、もしこういうのがまだまだ足りない部分であるのであれば、ワーキングチームをまずしっかりもんで、現場としっかり情報交換なり、いろいろもんだ中で上程するのが私は正しいのではないかと考えております。ただ名前を変えるだけでは正直そんなに効果は見えないのかとと思っているので、その辺どういってお考えなのか伺いたいと思います。

○ **東恩納寛政 議長** 喜屋武治樹村長。

○ **喜屋武治樹 村長** 2番上原祐希議員の質疑にお答えします。

質疑の要点は、名前を変えるだけではないかということですが、名前を変えるだけという思いで、私は今回提案していません。先ほど総務課長からありましたように、今ふるさと納税、総務の行政係長がやっておりますけれども、村長の公務の日程等の調整、外部との調整も全て今、ふるさと納税を担当しております行政係長が担当しております。そういう中で、村長の日程等の調整の中でも、特に11月から12月になるとふるさと納税が集中してきますので、そこら辺でも村長としても担当の行政係長から企画のほうに移したほうがいいという考えもあります。また今、今帰仁村は村長が公務で外勤する場合の専属の運転手と申しますか、現業職の運転手はいません。今、総務の行政係、総務系の職員3名で交互で運転してもらっております。私としても今のところ専属の村長専用車の単独の運転手を採用するという考えは持っておりませんが、今3名の職員が交互に、那覇市まで、北部から遠いところだけお願いしております。本部町とか、名護市の清掃組合、消防組合、それから北部市町村会、広域圏の協議について、全て村長は独自で、自分で公用車をもっていっております。以前は専属の運転手もいたと。その担当が今、行政係長でありますので、やはりどうしても村長の部局の、総務係の中の行政係長がふるさと納税も担当しておりますので、もっともふるさと納税に力を入れてもらう、働いてもらうためには、今の行政係長から企画のほうに移して、そこでふるさと納税に頑張ってもらいたいという思いもあって、今回の提案をしている考えであります。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 先ほどの説明で、議員と少し考え方の食い違いがあるので、若干補足して説明します。ワーキングチームは今、動いていないんですねということでございますが、ワーキングチームは立ち上げて、話し合いを持っています。アンケートの調査結果を受けながら、踏まえながら進めています。その中で今回経済観光課に改めて、経済課の商工観光のほうに1人増員ということでの今回の人事等を含めて行ったところであります。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ただいま2番上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ **2番 上原祐希 議員** 今、村長の答弁や総務課長の答弁でも大体理解はしております。やはり行財政担当がこの辺の行革に対して今、機能できる状態ではないと、今、業務的にです。その辺も理解しております。これを企画財政課に移すことによって、より行財政改革とかも内部をしっかりと見れるように、今、

組織を変えるためにこういうふうにしていきますというふうに大体理解しております。その中で自分がやはりすごく気がかりなのは、この課の経済課から経済観光課に改めるに当たって、すごく重要だと思っているので、もうちょっとこの辺をワーキングチームでしっかりもんで、課長会議、行財政改革策定委員会とかを開いて、行財政改革推進本部、村長以下副村長とかでしっかりやっていると。その外部委員会として、行財政改革審議委員会というのを設けて、そこに対して諮問、答申をやりながら、しっかりと外部の意見も聞きながら、しっかりとした骨太の中身のある行財政改革をするというのが私はやはり必要なのではないかと思っております。これだけ今帰仁村は観光に特化するという意気込みもあるわけですから、すごく重要だと思うのです。だからこそやはり現場が混乱せずしっかり機能して、最初から力を、全庁挙げて力を発揮するためにも、こういうふうなしっかりとした中身を持って上程して、課を設置とかという形のほうが私はいいかと思っております。担当が今、多忙だというのは理解はしているんですが、その辺、今後しっかりと体制をもって取り組んでいくのかどうか、伺います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明します。

まず具体的に取り組んでいくのかどうか確認ということでございますが、平成29年度にしっかりと行革担当の係りも位置づけして、具体的に動けるような体制づくりをして、今後、本村の課題であります組織の再編、特に福祉保健部への事務移譲等で膨大な業務が下に来ておりますので、その辺大きな課の編成等も含めて、それから補助金等の見直し等を含めて、歳出削減等を含めながら、また行政組織が機能していく方向で、平成29年度中にしっかりとした取り組みをしていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時41分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時42分)

島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 審議委員会についても外部委員という形でははっきりいってはいないんですけども、できるだけ外部の方々も、村民との協働でのむらづくりということで、村長も施策でやっておりますので、村民の行政への参画ができる形でしっかりとやっていきたいと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時42分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時43分)

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時43分)

午 後

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時30分)

午前に引き続き日程第1、議案第5号の質疑を行います。

ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第5号について質疑いたします。

先ほどからも質疑があったんですが、経済課を経済観光課に改めるとありますが、現観光協会の連携と先ほどから聞いて、ある程度理解はしているんですが、現観光協会の移転の話があるようですが、その辺、村としてお聞きになっているか。お聞きになっているのであればどう考えているか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 9番山城 太議員の質疑に対してご説明申し上げます。

観光協会の事務所の移転についてということでございますけれども、これはせんだって観光協会の理事会の中で決定された事項ということで、村長のほうへ報告といたしまして、説明がございました。これにつきましては、観光協会からの説明では全国商工会連合会の補助事業ということで、補助率が100%の事業があると。これにつきましては、アンテナショップを開設するという名目でございます、事務所だけの移転という意味合いでの補助事業ではございませんけれども、そのアンテナショップを開設しながら、そこに事務所を構えたいということでの観光協会からの説明がございました。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時32分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時33分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 すみません、答弁漏れがございましたので、再度ご説明申し上げます。

村としての考えはということでございますけれども、これを事業採択させるに当たって、この事業の要件として、行政側の協力体制も必須ということでございまして、計画書の中に盛り込んだような状況でございました。その中にはアンテナショップを構えたときに、商品としての調達であったりとか、調整であったりというものにも村として加わっていくという内容での計画書の明記はさせていただいております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 行政としては、立ち位置としてはぜひ協力し合って、連携を図りながら設立に向けて進めていこうというお考えでよろしいでしょうか。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

採択に向けての協力体制ということで、村のほうも計画書に村としての協力体制の内容を明記してございますので、そのような内容でよろしいかと思っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太議員 その移転先が多分ブエナビスタだと思うんですけども、個人企業にそういった施設を置くよりも新たに村の新庁舎設立に向けて進んでいく状況下にあると思うんですけども、多分教育委員会が中央公民館に入っていると思うんですけども、中央公民館から多分、新庁舎ができた場合には新庁舎のほうに教育委員会は戻ると思うんです。そうしたら中央公民館が大きくスペースが空くと思うんです。そこに観光協会を、指定管理者制度にして、そこに指定管理者として、まあ指定されたいいんですけれども、そういった制度を条例化してですね、そうすればもっと中央公民館の活用が起きたものになるのではないかと思うんですけども、その辺をどのようにお考えか答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 9番山城議員の質疑について説明いたします。

新庁舎ができた場合に、その中に教育委員会が移動するので、中央公民館にはめることができないかと

ということなんですけれども、当の団体が急ぎで整備している状況もありまして、時間的にいつできるかという中ではその辺の明確な説明はいたしかねますので、その辺の時間的なものもありますので、その辺でご理解いただきたいと考えております。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ただいま9番山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番山城 太議員。

○ **9番 山城 太 議員** 総務課長の今の説明で理解いたしました。先ほど申してました中央公民館の活用も頭に入れておいてほしいと思います。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** そのような方向で検討していきたいと思います。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「質疑なし」と認めます。

日程第2. 「議案第7号 今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 議案第7号について質疑いたします。

今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について。提案理由の中で育児休業等の対象となる範囲を拡大すると、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出しますということでもありますけれども、この詳細について説明を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 6番吉田議員の質疑について説明いたします。

今帰仁村職員の育児休業等に関する条例等の一部改正に関する質疑の中で、育児休業等の対象となるこの範囲の拡大についてでございますけれども、改正前につきましては、実施及び要旨に関する内容でございましたけれども、それに加えて養子縁組、里親に委託されている子、それから将来的に養子縁組、里親になることが見込まれる里親に委託されている子まで育児休業等の対象となる範囲を広げたということでございます。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊 議員** 昨年の12月に一部改正をしたかと思うんですけれども、それに改めてこういうことを加えたということでしょうか。それとこれは全国的な改正、国とか、あるいは県の指導に基づいて行ったものでしょうか、お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** ただいまの質疑についてお答えします。

この件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正が施行されることにより、平成29年4月1日から施行

していくことでの条例改正であります。以上です。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時40分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 1 時41分)

6 番吉田清尊議員。

- 6 番 吉田清尊 議員 育児休業等の充実であります。これからもぜひ育児休業を含めて職員の処遇の改善に努めていただきたいと思います。以上です。

- 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1 番與儀常次議員。

- 1 番 與儀常次 議員 1 点だけです。議案第 7 号 今帰仁村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、この職員というのは前々からいろいろありますが、正職員としての取り扱いですよね、臨時職員は関係ないということで理解していいですか。

- 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

- 島袋輝也 総務課長 1 番與儀議員の質疑について説明いたします。

本条例の改正につきましては、正職員と一般行政職の職員に関する内容と、あと現業職の職員に関する内容の改正です。あと臨時職員等につきましては、臨時職員の規則のほうで同様の適用ができるように改正しているところでございます。以上です。

- 東恩納寛政 議長 1 番與儀常次議員。

- 1 番 與儀常次 議員 この改正によって、正職員、または臨時職員まで対応、いつですか、別にまた臨時職員は臨時職員のものがあるんですか、休業等に関してです。

- 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

- 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

職員については今回提出しております条例での改正になります。あと臨時職員、嘱託職員に関する育児休業等に関する内容につきましては、規則に定めがありますので、規則の改正で同様に行っていく考えであります。以上です。

- 東恩納寛政 議長 1 番與儀常次議員。

- 1 番 與儀常次 議員 ぜひそうしてもらいたいと思っています。というのは、今、子育てをしている職員は臨時職員がいっぱいおりますので、若い女性の職員ですね、同じように適用してもらわないと、少子化対策云々にもかかわりますので、ぜひ臨時職員等とも子育てには同じ条件で取り組むようにやってもらいたいと思いますので、今後どういう方法で職員の処遇対応をやっていくのか、お伺いします。

- 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

- 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

臨時、嘱託、賃金等の職員に関しましては、規則等の改正によって適用するようにやっていく考えであります。以上です。

- 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第3. 「議案第8号 今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番 與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 議案第8号 今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてに質疑します。

提案理由には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例にして定める必要があるため、この議案を提出しますと書かれています。これは私の認識では間違っていたら教えてください。任期付職員とはこの前可決した副村長の件だと思いますけれども、この任期付職員と、先ほどとダブりますけれども、今帰仁村の職員、種類が幾つあるのか、臨時職員云々もありましたので。答弁を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 休憩します。 (休憩時刻 午後1時47分)

○ **東恩納寛政 議長** 再開します。 (再開時刻 午後1時47分)

島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 1番 與儀議員の今帰仁村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についての質疑について説明いたします。

まず1点目に、先ほどの副村長の採用に伴うものですかということにつきましては、任期付職員と副村長の件につきましては関係ございません。あと今般提案しております一般職の任期付職員につきましては、特に高度な知識、要件を満たす職員であるとか、一定期間に業務を終わる業務に関する採用であるとか、それから先ほど介護休暇の件について出しました1日短時間に関する任期付職員とか、そういった形態に応じて採用できる要件等を整備していく内容での今回の任期付職員の採用及び給与に関する条例の制定について提案しているところでございます。あと本村の雇用の形態につきましては、さきの12月に提案しました高齢者再任用の制度、それから臨時職員の採用の制度、それから賃金職員の制度、嘱託職員の制度がございます。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 1番 與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 私はてっきり副村長は2カ年とか任期があったから、これかと思って質疑をしましたけれども、今の任期付職員は、今後そういう職員が予定されているのか、予定があつての条例制定なのか、お伺いします。

それと職員の種類は4つということで認識していいわけですね。臨時、正社員と嘱託と賃金と、これは種類の的には5つになるわけですね、わかりました。先ほどの任期付職員の制定…、出ていますけれども、計画あつての条例の改正なのか、お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 1番 與儀議員の質疑について説明いたします。

計画あつての提案でございましてということでありまして、今回提案したことにつきましては、職員の育児休業の件がございまして、そのような法改正によりまして、3カ年間の育児休業がとれるよう

になっております。それにつきまして今、任期付職員を配置していこうということでの考えでの提案でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 議案第8号について質疑いたします。

ちょっと確認程度なんですけど、この任期付職員の採用、この職員についての給与等は代替の給与、何と申しますか、代替職員としてみなされるから、この休む職員の給与とほぼ変わらないような、正職員並みの給与として取り扱っていくのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 3番與那嶺議員の質疑について説明いたします。

給与に関する特例第6条のほうにございますけれども、今帰仁村職員の給料の給料表1級から6級、行政職はありますが、その範囲で本人の初任給位置づけの確定しましてやります。休業をとられる職員の給料をそのまま適用するというものではございません。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透 議員 ちなみに育休している職員にもある程度の給与はありますか。これはない。では、終わります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第8号について質疑いたします。

専門的な知識、経験を有するものを当該専門的な第2条の中で、結構専門的な高度な知識を持っている方を専任的に従事させる内容も盛り込んでございますけれども、今この専門的な職に従事させる、想定される、今帰仁村において担当部署というか、担当する部分というのはどのように想定しているか、伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

法の第3条の要件に基づく採用の件、特別な専門的知識を有する職員に関する内容ですけれども、これについては任期が5年以内ということで定められて決まっております、その範囲で終われる、例えば将来今般職員というのは先ほど説明したとおりの内容なんですけれども、将来的には文化財の発掘であるとか、それから庁舎建築の専門的なスタッフであるとか、それから企画立案の政策的な立案をする、担う職員の位置づけとかという採用とかが想定されますけれども、その任期付職員の枠がありまして、全て定数内の職員ということでありますので、定数の枠内での運用しかできませんので、その辺も勘案しながら今後、必要な部署に、必要な業務が発生した場合にはそのような職員を位置づけしていきたいと考えているところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 定数内ということですので、育休をとられている職員がいる場合のかわりにこういう方が採用任期付でできるという形によろしいでしょうか。前ちょっと説明の中で定数外で育休3年間のつなぎという説明もあったと理解したので、これは産休の人の代替で3年間のつなぎでやるという

ことですか、よくわかりました。専門職については、電算とかも専門職になってくると思うんですけども、その辺も考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの2番上原議員の質疑について説明いたします。

専門的に特化した職員を養成する、職員の養成の期間が間に合わない場合に、そういった専門的な知識を持つ職員を民間であるとか、他行政機関で退職された方々も含めて、任用できるという形の制度です。あと育児休業中の職員につきましては、定数外ということになりますので、その定数外の分を補充する方法で任期付職員を採用していくことを考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第4. 「議案第9号 今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第9号 今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定についてですけれども、提案理由には、さまざまな分野でグローバル化が急速に進展する中、今帰仁村においても外国人観光客の増加に伴い、その流れに対応できる人材育成が求められています。グローバル化に対応できる人材育成、そして組織、地域に貢献できる人材の育成を促進するため、議案を提出します。とありますけれども、観光団が多くなって、中国語、韓国語、いろいろ必要になってくると思っています。今、計画があるのかどうかお聞きしますけれども、今後、県でもどこでも勉強する機関があると思いますけれども、役場職員が言葉の勉強とか、いろいろグローバル化に対して勉強するところに行く、派遣する予定でのこの条例だと思えますけれども、今後どのような計画で人材育成をする予定なのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番 與儀議員の今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例に関する質疑について説明いたします。

今のところ計画はあるのかということでございますけれども、将来的に現段階では計画は上がっておりません。職員がJICAとか、国際関係の機関に参加したいということであれば、村長、任命権者の同意を得て、3カ年間にわたって派遣することができる制度であります。その辺の中で、国際的な感覚を身につけて、また本村に戻ってくれば新たな視点で地域づくりとか、そういったものに貢献できる人材を育成していく制度を整えるということで、今回出しているところであります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 私が2回目に聞こうと思ったのも答弁ありましたので、JICAとか、海外青年協力隊にも行けるようなものですか、これでJICAも職員が海外に行ってみたいと。1年でも2年

でもと言ってきたら、この条例で適用するということで理解してよろしいわけですね。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

そのようなご理解で間違いありません。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第9号について質疑します。ちょっと確認だけです。

この法律は昭和62年に制定されて、今度初めて今帰仁村では条例化がされると理解します。これまでは条例化されてなかったということで理解してよろしいですか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 9番山城議員の質疑について説明いたします。

今まで条例化されたことはなかったかに関してですけれども、今般、さまざまな分野でグローバル化が叫ばれている中で、国際協力機構のほうからも条件整備については図っていただきたいと。そういった要請もあった上で、今般条例の制定をしたところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第5. 「議案第10号 今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 議案第10号 今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について。提案理由として、職員の高まる能力育成の需要に制度として応えることで、職員の一層の能力育成を図り、組織や地域に貢献できる人材育成を推進するため、この議案を提出しますとなっております。第3条で大学課程の履修のための休業にあつては2年、大学等課程の履修の成果を上げるために特に必要な場合は3年、国際貢献活動のための休業にあつては3年とするということでありましてけれども、これについて例えば職員からそういう要望とかあったのか、あるいは村民から提案があったのか、お伺いしたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 6番吉田議員の今帰仁村自己啓発等休業に関する条例の制定についての質疑について説明いたします。

まず村民等、職員等から提案があったかということに関してでございますけれども、そういった提案ではなくて、村の人材育成の方針として、これまで沖縄市町村職員研修センターや市町村アカデミー等の研修で行っておりますけれども、国際的な、より専門的なことを学ぶために、自己啓発、自分の能力を高めて大学院に行きたいとか、そういった職員の向上心ですか、そういったのを高めてもらいたいために、今般の休業制度を、自己啓発休業に関する条例を上程したところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 これまでに私の記憶が間違いなければ、今帰仁村役場職員に採用されてから大学に行って通信なり、あるいは夜間なりに行って大学の資格を得たということがあったと思いますけれども、そういうことはありましたでしょうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 これまで議員質疑の通信教育課程であるとか、夜間大学とか、通った職員がいたかどうかのことでございますけれども、これまで私の知っている限りでは、3名ほどの職員が通信であるとか、夜間の大学に通って、大学の卒業資格とか、短大資格を得たということは把握しております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 今、総務課長からもありましたけれども、職員が大学に進学をして終了しております。私の役場職員の時にもそういうことがありました。今回こういう職員の自己啓発等の休業に関する条例ということで、きちんと定めていますので、堂々といえますか、遠慮もなく、職場で、村がそういうのを応援するわけですので、ぜひこれをまた職員に周知していただいて、お知らせして、大学に進学したい方、それから特に名桜大学に大学院ができていますので、そこに行きたい方もいらっしゃると思いますので、そのあたりの職員に周知徹底することについてお伺いしたいと思います。その考え、方法とかです。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

自己の能力を高めるということで、意欲的な職員に来てもらえれば、また履修した後、地域への貢献も果たすことができると思いますので、その辺については所属長の承認を得て、行きやすい環境づくりについて整備していきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ただいま6番吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 これは役場職員ではないんですけれども、先日、友人に道の駅そ〜れでお会いしたら、娘さんが今、大学4年生ですけれども、これからどうされますか、就職ですかとお聞きしたら、大学院に行く予定だということで、その試験を何箇所か受けて、発表を待っているということがありました。若い方々が大変意欲を持って勉学に励んで、村や県、国の人材として活躍しようとしています。そういうことで、ぜひこの職員の自己啓発ということで、職員がそういう気持ちになっていくように、村長からも職員に呼びかけをしていただけるかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 吉田清尊議員の質疑にお答えします。

先ほど総務課長から答弁があったように、この条例が議会で議決されますと、村の課長会等で、これは村の職員の自己啓発等、休業に関する条例ですから、村の広報などというよりも、まずはきちんと役場内部の課長会などで職員へ、こういう条例ができたということを知らせていきたいと思います。積極的に呼びかけていくかどうかというのは、まずこの条例ができたということを知らせて、その後また職員の中か

ら行きたいということがあれば、村としてもバックアップをして、自己啓発の条例の趣旨に沿って支援していきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第10号 今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について。提案理由は職員の高まる能力育成の需要に制度として応えることで、職員の一層の能力育成を図り、組織や地域に貢献できる人材育成を促進するため、この議案を提出しますとありますけれども、1点だけ、サポートする以上、行政が個人に何かの給料とか、サポートを考えているのか。ただ行ってきなさいなのか。今帰仁村は前々から人材をもって財産とするということがありますけれども、これはいい議案だと私は思っております。いろんな勉強をさせて、持ち帰って、村のために、地域のために貢献できる人材育成ができればいいなと思っておりますけれども、ただ休み期間を与えるのか、サポートする何か方法を考えているのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の今帰仁村職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についての質疑について説明いたします。

まずこの条例につきましては、個人の内発的な意欲に基づいていく内容でございますので、行きなさいとかという業務命令的なものではございませんので、ご理解をお願いします。

あとサポート的なものにつきましては、勉学のために3カ年休業を認めますよという内容です。あと復職についても可能ということの条件整備を整えている内容です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第6. 「議案第11号 今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第11号 今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について。提案理由には、地方公務員法の規定に基づき、今帰仁村職員の配偶者同行休業に関して定める必要があるため、この議案を提案します。とありますけれども、あまり配偶者同行休業等の意味がわからなくて、何か異動するときに配偶者までの休業云々という意味ですか、ちょっと説明を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の今帰仁村職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての質疑について説明いたします。

この条例につきましては、先ほど外国への派遣の条例の件で説明しましたけれども、今帰仁村の職員で例えば共働きの職員で、お一人の方がJICAに行きますと。もう1人の方も同行して行きたいという場合に、働きやすい環境づくりのために配偶者も同伴していただけますという形での条例の整備です。これにつ

いても3年以内の派遣ということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 派遣とかになるときは同行する配偶者も同じような扱い方ということでは理解していいですか。もし旦那が行った場合は、妻も行く場合は旦那と同じような扱い方ということではいいですか。極端に言えば、仕事をやめてやったときは、この手当は考えるんですか。答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員のただいまの質疑について説明いたします。

配偶者の方が本村の職員である場合については、どちらか一方、本村の職員である場合には配偶者同行休業を活用しまして、本人が希望すれば行けるということの条件整備でございます。給与についてはございませんので、無休での派遣です。ただ、復職した場合に、復職についてはできますという内容の条例の制定です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 ではお家が移動したりしますので、交通費とかも配偶者までみんな一緒という形ですか。旦那が行くときは移動の経費とかもみんな配偶者まで適用する形ですか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

旅費等の云々についてはございません。業務としての派遣ではございませんので、働きやすい環境づくりのために、例えば外国に赴任する場合には、お一人での赴任については非常に心寂しいものがある中で、配偶者の同伴についても認めますという内容です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第7. 「議案第12号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第12号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について。提案理由は、職員の派遣、研修等の制度を充実し、よりよい住民サービスの提供を行うため、この議案を提出しますとありますけれども、これも今後のためですか、今、派遣等、研修とかも予定あるのかどうか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例についての質疑について説明いたします。

先ほど来、提案しております今帰仁村外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例等、先ほどの自己啓発休業等に関する条例で承認を受けた職員に対して、定数条例の定数の枠の外に置くと。その枠の外に置いた後で、任期付採用であるとかの採用の方法を検討していくための条件整備の意味での今回の定数条例の一部改正でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 定数条例を変えることによって、定数を多くしたり、少なくしたりする予定もあるのかどうか。それと今、広域連合に行っている方もありますけれども、あのメンバーはこれとは違う派遣ですか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

広域連合、介護広域、それから後期高齢者医療、それから北部広域、それから沖縄県への研修派遣をしている4人につきましては、定数外ということで、前の定数条例の改正の中で行っています。今般の提案につきましては、先ほど来、条例を提案している内容の件につきまして、定数外にすることにより、住民サービスを落とさないように、任期付の職員と同等の責任を持った中での業務を行える職員を配置していくための条件の整備という意味で、今回、定数条例を改正しているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第8. 「議案第13号 今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 議案第13号 今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定について。提案理由は、犯罪の予防や抑止を目的とした防犯カメラの設置に関して、その適正な設置及び利用に関する基準を定める必要があるため、この議案を提出します。とありますけれども、役場等、行政機関、今、今帰仁村では防犯カメラの設置があるのか。なければ今後計画を立てるのかどうか、お伺いします。これは村内でも会社等、防犯カメラを設置する場合は、この条例をつくった場合、行政の役場の許可が得られなければ個人で防犯カメラを設置できなくなるのかどうか。もし、そうなった場合は、許可する基準をどこで定めるのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番與儀議員の今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定についての質疑について説明いたします。

まず初めに、本村のほうで公共の場所で設置している場所があるかどうかの件についてでございますけれども、平成28年度予算に計上しております防犯カメラの設置によりまして、今回役場からコミュニティセンター方向に防犯カメラを1台、今年度中に設置する予定です。あと民間については、この条例の適用の範囲ではございませんので、公共の場所に向けられた防犯カメラに関する内容です。例えばコンビニエンス等の監視カメラについては、公共の場所ではございませんので、この条例の適用の範囲外ということになります。あと3月初めごろから各字のほうに防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業に関する内容で、各行政区のほうに調査をしているところでございますので、この辺の各字の公民館であるとか、そういった

場所に設置する場合についての定めを、基準を定めておこうということの今回の条例の提案です。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 総務課長の説明では、今、字等でやるときは役場と連携してやるということで、条例ということだと思いますけれども、私は役場はぜひやってもらいたいと思います。特に窓口はいろいろな方がきますので、ぜひ1つと言わず、いろんなところに設置して、今後必要になってくるだろうと思っています。

それと学校です。学校に一番必要ではないかと思っています。なぜかというと、いろいろ犯罪等とかございまして、田舎だから今婦仁村は必要ないと思っていますので、ぜひ子供の安全、安心なまちづくりも必要だと思っていますけれども、それについて今後どういった方法で設置するのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 1番與儀議員の質疑について説明申し上げます。

学校関係の防犯カメラの設置でございますが、以前にも村議会において学校への防犯カメラの設置ということで、たびたび質疑が出されております。そのときの答弁と申しますか、回答の中で、新たに防犯カメラを設置した場合は、学校の大幅な改築工事に伴って、附帯施設として整備することが可能ですという答弁をさせてもらいました。また単独で設置となると、補助事業に該当しないということもあって、なかなか防犯カメラの設置に至っていないというのが現状でございます。また先ほど総務課長のほうから説明がありました村内各字公民館や公共の場所での防犯カメラの設置の調査がございましたが、各学校においては希望するということで、その中で回答をしております。まだ、その事業化についてはいつごろに整備されるというふうには具体的な調整までは至っていないんですが、設置の可能性はかなりあると伺っております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 どのような方法で設置していくのかという質疑でございましたけれども、この件につきましては、先ほども説明したとおり、防犯灯・防犯カメラ緊急整備事業で今、要望を各字からとりまとめているところでございます。それが全部要望どおり設置できるかどうかはまだ不明確なところがございますので、その辺を上がった段階で県のほうと調整しながら、台数、優先順位等を決めて設置していく方向で検討しているところでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 これはすぐには一気にできないと思っていますので、できたら優先順位としては学校、行政機関からやるべきだと思っています。公民館等は次でいいなとは思っています。次の段階では公民館等、また通学道路も必要なところ、危ないところがありますので、ぜひそういうところも検討してもらいたいと思っていますので、優先順位どの方法で進めていくのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

議員指摘のとおり、優先順位を定めて、より必要な場所から設置できるように検討していきたいと考え

ています。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ **8番 與那嶺好和 議員** 議案第13号についてですけれども、漁業組合もこれに該当するか、お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** 8番與那嶺議員の今帰仁村防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例に関する質疑について説明いたします。

漁業組合の施設についても公共施設でございますので、それに該当するということとなります。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 8番與那嶺好和議員。

○ **8番 與那嶺好和 議員** なぜかといいますと、この前、女性の方が海に落ちて、4時間ずっとロープをつかんでいて、助けられたことがあるわけです。そういうことで、子供たちが落ちた場合、日曜日などはよく魚釣りを向こうでしているんです。そういうときもありますから、特に防犯カメラがあれば助かる可能性もあるし、一応朝と晩は回っているんですけども、なるべく港湾内は防犯カメラが非常に必要なのです。第一に入れてほしいです。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ **島袋輝也 総務課長** ただいまの質疑についてお答えします。

まず必要な件がございましたら、要望を今とりまとめているところでございますので、要望を出していただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **東恩納寛政 議長** 「質疑なし」と認めます。

日程第9. 「議案第14号 今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 議案第14号 今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

提案理由には、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する条例について所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。とありますけれども、これは個人情報をどこまで提供するのか、どこまで保護するのか、どういうことなのか、お伺いします。そして提案理由の中に、関係する条例について所要の改正を行う必要があるためということがありますが、所要の改正というのはどういう改正なのか、お伺いします。

○ **東恩納寛政 議長** 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 1番 與儀議員の今帰仁村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び今帰仁村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について、質疑の件について説明いたします。

この一部改正の条例につきましては、まず個人情報の保護に関する法律、それから行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴って、本村の条例、今帰仁村個人番号の利用、特定個人情報の提供に関する条例、それから2条のほうで今帰仁村特定個人情報保護条例につきましては、法律と本村の条例との条項とか、文言のものの整合を図るための今回の提案でございます。中身についての改正というよりは、条例と法律との整合を図るための提案ということになっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 私はこの個人情報をどこまで提供するのか、どこまで守るのかと聞いていたのです。今、PTAでもそうなんです。PTAの役員に連絡しようと思っても番号も教えてくれない状況であって、役場もそれに関係すると思うんです。いろんな人がこの人の住所を教えてくださいとかいろいろ出てきた場合、これはできませんとか、閲覧はできますかとか出てくる可能性もあって、この提案だと思ったんですけども、皆さんもいろいろ個人情報で出すべきことも今出せなくなりました。前は、10年前、20年前はいっぱい出していた資料が、情報が名前すら今、教えない状況なんです、はっきりいって。これをどこまで守るのか、どこまで情報を提供するのも今後は出てくる可能性があると思って、この提案だと思ったんですけども、違うんですよね。今後そういう形で条例もつくる必要があると思いますけれども、今後この個人情報についてどうやっていくのか、国と同じようにできるのか、我々は田舎の情報を公開できる場所もあるのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

この法律の範囲内で本村の条例は既に整備はされております。今回の条例の提案につきましては、法律の一部改正に伴って、条項のずれとか、それと本村の条例との整合を図るための提案でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時33分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時35分)

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

○ 東恩納寛政 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時35分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時51分)

日程第10. 「議案第15号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第11. 「議案第16号 今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 議案第16号について質疑いたします。

今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例ということで、提案理由として、農業協同組合法等の一部を改正する法律の施行により、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会及び農地利用適正化最適化推進委員の定数の上限等に関し、必要な事項を定められております。この条例の説明と、この農業委員と推進委員の役割についてお伺いいたします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田清尊議員の質疑についてご説明申し上げます。

議案第16号につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員会組織の改編、農地等利用最適化に向けた必須業務の位置づけなどがございます。大きな改正の点といたしましては、委員の選出方法について、公選制から専任制へ、これにつきましては、議会の同意を得て、同意を要件として市町村長の任命制に変わるということとございます。それからもう1点、農地利用最適化推進委員の新設がございます。本議案につきましては、農業委員の定数、それから農地利用最適化推進委員の定数を定める内容となっております。続きまして、農業委員会の農業委員の役割でございますけれども、これまで農業委員の役割として、任意業務となっております担い手への農地集積、集約、それから耕作放棄地の発生防止解消に向けた取り組みが必須業務となります。最適化推進…。すみません、ちょっと休憩いたします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時55分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時56分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 最適化推進委員の活動の内容といたしましては、主に人・農地プランなどの地域の農業者との話し合いの推進、それから農地の出し手、受け手へのアプローチ、農地利用の集積、集約化の推進、遊休農地の発生防止解消を推進するために、現場で活動を行うこととなります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 この役割も変わって定数も変わってくるということでもあります。農業委員と農地利用最適化推進選考委員の方々は選挙でないわけですがけれども、公募をかけていくのか、そのあたりについてどういうふうにしていくのか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

ただいま議員がおっしゃいましたとおり、これまでほぼ選挙によって、もしくは推薦によってという形で公選制をとられていたわけですがけれども、今後は推薦、公募によって募集をかけて、そこから委員、もしくは推進委員を選定していく形となります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 公募になる場合、選挙ではありませんので、公募をしていくということで、人数が足りない場合もあるし、20名に達しない場合もあるわけですが、そのあたりについてぜひ農業委員会、経済課、それから役場、村長を初め、この話し合いをし、また現在の農業委員とか、あるいは農業委員のOBとか、そういう方々の総合力を発揮して、スムーズな選任と、足りないことがないように、また多過ぎて、この方はどうかということで、選任の中で異議がないように、そういう取り組みをしていく必要があると思いますけれども、そういう意味で、行政として、農業委員会として、あるいは経済課として、この農政を担っていく大事な仕事でありますけれども、そのことについて選任についてスムーズにしていくことについてどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

議員がおっしゃられました公募の中で、候補者が定数を超えた場合、それから定数に満たない場合、両方考えられるわけでございますけれども、議案第17号にも提案してありますけれども、超える場合、それから足りない場合、両方において、今帰仁村農業委員会の委員の選考委員会というもの、それから利用最適化推進委員の選考委員会、両方選考する委員会を立ち上げて、その中で多い場合もちろん選考という形でありますし、少ない場合もまた推薦とか、委員会の中で検討させていただくという形になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいま6番吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 選考する場合に多い場合、少ない場合、あるいは地域バランスとかを含めて、それから認定農業委員の多い、少ない字もあるかと思っておりますけれども、そのあたりをスムーズに、何というか、意義とか、これではいけないのではないかとすることがないように、農業委員会、経済課、それから農業委員の方々を含めて、あるいは農協関係もあるかもしれませんけれども、そのような形でスムーズにいくようにしていくことについて、そういう努力をするお考えがあるかどうかお伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時01分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時02分)

喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 吉田清尊議員の質疑にお答えいたします。

先ほど経済課長が答弁いたしましたけれども、これは非常にある意味では歴史的な条例の改正であります。これは今までずっと農業委員は村全体一選挙区とする選挙の委員と、あるいは農協推薦等の委員で構成して、今帰仁村の農業の発展、それから農業の計画を担って、非常に重要な委員会でしたけれども、これは今回法律の改正に伴う条例の制定ですから、先ほど経済課長が答弁したとおり、農業委員会委員選考委員会、それから最適化推進委員会の選考委員会がつくられますので、その中でやはり委員にふさわしい方を選考して農業委員会の業務がこれまで以上にスムーズにまた発展できるように取り組んでいきたいと思っております。せんだって、沖縄県農業会議からもまた女性委員の選考についても強く要請がありましたので、

女性委員の登用等を含めて、スムーズな選考ができるように、そしてこれはまた議会の同意も必要でありますので、議会の理解も得て、これまで以上に農業委員会が発展できるように取り組みをやっていきたいと考えております。

○ **東恩納寛政 議長** ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 議案第16号 今帰仁村農業委員会の委員の定数及び選挙区に関する条例の一部を改正する条例について。提案理由がいっぱいありますけれども、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用適正化推進委員の定数の上限等に関するところがありますけれども、この定数は我々のときは20名でした。各字代表プラスアルファということですね、どのような方法で定数を決めたのか、人口割で決めたのか、各市町村の定数がいろいろ状況で変わるんですよ。今、見てみると、農業委員の定数は8人とするということです。推進委員の定数は12名とするとありますけれども、人数的には昔と同じ20名になっていますけれども、次の議案第17号でも質疑をしますけれども、役割分担云々ですね、これは将来的に専業農家だけになる可能性があるのか、また先ほど村長からもありましたけれども、もし次の議案第17号のメンバーが農業委員として名前が上がったときに、議会が議決しなければいけないということですので、議会で認められない人はまたチェンジできるのかどうか。この人はだめだから、あの人でもいいということが今後あるのかどうか。皆さんが次の議案第17号の中で、決めてきたメンバーは議会は通さないといけないのかどうか、答弁を求めます。

○ **東恩納寛政 議長** 我那覇隆文経済課長。

○ **我那覇隆文 経済課長** 1番與儀常次議員のただいまの質疑についてご説明を申し上げます。

まず農業委員の定数についての定めがあるかということでございますけれども、今回、現行の農業委員定数の半分程度とするということがございます。それにつきましては、一定の要件がございまして、農業者の数が1,100人以下の農業委員会ということで、これに今帰仁村も該当するかと思います。それから農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会、これは両方とも今帰仁村は該当するわけですが、その場合には改正法の上限の定数については、14名までということになっております。ですが今帰仁村の今の農業委員の定数が12名でございますので、半分程度ということでございますけれども、それを8名というふうに設定させていただいている状況でございます。それから最適化推進委員の12名につきましては、農業委員会等に関する法律施行令で定めがございまして、農地面積を100で除してということでありますので、今帰仁村は実際今1,117ヘクタールを今、農地の面積として把握しておりますけれども、それを100で割ったときに11.17ということで、繰り上げて12名ということでの設定をさせていただいているところでございます。それと議会の同意が得られない場合は、選任をされないのかということになりますけれども、あくまでもこれは議会の同意を得てということになりますので、通らない場合はもちろん仕切り直しということになるかと思います。以上です。

○ **東恩納寛政 議長** 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次 議員** 議会の同意というのは、三役の選任も必要だと思うんです。副村長、教育長も。同意が得られなければ次出てきますので、農業委員も将来的にその可能性が十分あるんですよ、はっきり言って。議員がオッケーしなければ、多数決で出なければできませんので、今後そういう可能性

が出てくるので、聞いています。定数は今、経済課長の説明では人口割のものと、面積割とか出てきました。これは一番限度の上をやっているのか、下をやっているのか。限度があると思うので。20名というのは、8足す12として、限度枠の一番上なのか。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

まず最適化推進委員については、先ほどご説明しましたとおり、農地面積を100で除してということで、12名というのはほぼマックスの状態でございます。農業委員につきましては、先ほど説明しましたけれども、上限が14名ということでもありますけれども、半数程度ということのものがありますので、8名というふうにセッティングさせていただいているという状況でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今後は1、1調査はなくなりますよね、選挙がありませんので、1、1はなくなって、調査するのは8、1調査だけなんです。農地台帳をつくって、その中で農業委員に農地を買う資格があるのは、農地台帳に載って、3条、資格ない人はありませんと。兼業農家も農地台帳に載っていますので、兼業農家も将来的に地域から推薦等云々で、選定委員で決まった場合は可能なのか、専業農家だけを対象にしての選定になりつつあるのか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

委員については今回8名を提案させていただいているわけですが、半数を認定農業者で占めてくださいということになっております。それ以外の方については、専業、兼業の別は問われておりませんので、そのような状況でございます。

○ 東恩納寛政 議長 ただいま1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 先ほどの経済課長の答弁では、認定農家、専業農家、兼業農家が出ました。認定農家は今帰仁村では何名ぐらいおりますか。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

全員協議会の中では平成27年度末、平成28年3月ということで、28名ということでご説明を申し上げたかと思いますが、今現在、平成28年中までで認定された方々も含めまして、今34名の認定農業者がいらっしゃるということでございます。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第12. 「議案第17号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次 議員 議案第17号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

提案理由は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により、農業委員会等に関する法律の改正に伴い必要な事項を定めるため、この議案を提出します。ということで、次のページに附属機関の属する執行機関云々と書かれて、村長と農業委員とあります。この附属機関は実は村長の役割は、今帰仁村農業委員選考委員会となっています。仕事は農業委員会の委員候補者の選考を行うこと、村長がやると。それに選ばれた8名の委員がやる仕事は、今帰仁村農地利用適正最適化推進委員選考委員会ということは、農地利用最適化推進委員候補者の選考を行うということでありすけれども、これを見てみたら、委員を選ぶのは村長部局で選ぶのか。次の推進委員を選ぶのは、選ばれた8名のメンバーが推進委員を選考して選んでいくのか、お伺いします。それと先ほど村長からもありました、我々経済建設委員会にも陳情があって、女性の農業委員云々がありましたので、今後、女性の農業委員も選任の中に入れていくのかどうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

議案第17号の別表中、今帰仁村農業委員会委員選考委員会については、村長が委員の任命者になりますので、こちらのほうは事務局のほうから選定委員を選定していくという形になります。続きまして、農地利用最適化推進委員の選考委員会につきましては、これはまた農業委員会が最適化推進委員を委嘱する形になりますので、その委員会の選考委員会の委員の構成につきましては、農業委員が当たるということになります。女性の農業委員の登用につきましてでございますが、これは推薦、それから公募によって、情熱のある方、それから適正な方といいたいまいしょうか、すばらしい方がいらっしゃれば、それはそれとして選任していく方針だということでもあります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1 番與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次 議員 今、経済課長の答弁を聞いてみると、順序あると思うんです。最初に村長云々で農業委員を決めてもらう。次に決まった農業委員たちが推進委員を12名選ぶという方法です。この12名プラス8名、20名、私、人数は適当だと思っています。極端に言えば、各字プラス1、我々のときは湧川2人でした。面積が仲宗根の10倍あるんです。だけど1人。湧川は1人では大変なんです。調査ものでも。ということで、選挙したら湧川3名もできるんです、はっきり言って。仲宗根は農地台帳に載っている人数に足りないから、幾らかしらないので、そうではなくて、各字でということで、19プラス1ということで、前々からJA推薦とか、議会推薦とかでやってきましたけれども、またかわって10名になって、本当に大まかな改正は、農地法はじまって以来だと思っていますので、慎重にしていけないといけないと思っています。これによって、今帰仁村の農業の発展云々にもかかわってきますので、もし皆さんが選考して、させてみたけれども、あまり仕事をしないなどなった場合、変更できるのかどうか。地域は3年間その人で我慢するのか。あとは農家と地域において仕事をしますので、いろいろ情報も上げながら、地域代表の形はなくなりますので、地域と連携してもこの人ができなければ、地域で物を申して、かえること

ができるのかどうか。3年間必ずだめでも、よくてもこの人になるのか、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

基本的にやらせてみたら、あまりはかどらなかつたという方についてかえることができるのかということなんですけれども、基本的な話からいえば、選考委員会を通して、この方が適当だという方々を選定していくわけですので、それが無いのが普通かと考えますけれども、これは基本的には任期を終えるまでかえることができないのが基本となっております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 そうなると村長部局もこの農業委員、推進委員を選ぶメンバーもぜひ事前に地域の声を拾いながら選定、選任していくように努めてもらいたいと思っています。名前だけの農業委員では意味ありませんので、ぜひ汗を流して農家と泥にまみれてやるのが農業委員の務めと思っていますので、ぜひそういう方を選任するためにも、やはり今までの選定方法ではありませんので、地域の声も聞きながら選任するように要望して終わります。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 ただいま同僚議員からも質疑等がありましたので、大体組織については理解いたしました。大変大きな改革の部分というのがやはり農地利用最適化推進委員の登用になると思うんですけれども、必須として、今後、農地の担い手への農地利用とか、耕作放棄地の発生防止とか、解消、そこがやはり必須になってきているのがすごく大きいのかと思っております。その中で推進委員の動きと農業委員の動きを今どのようにしていくのか伺います。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 2番上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

農業委員会の中に農業委員と農地利用最適化推進委員とが設けられるわけですので、農業委員につきましては、基本的に委員会に出席し、審議して最終的に合議体として決定することが主体ということで、これまでと変わらない役割を果たしていくのかという感じがいたしますが、農地利用最適化推進委員につきましては、担当地域において現場活動を行うのが主体となります。ですが農業委員会の中でやはり連携をとっていかないといけない部分もありますし、農地利用最適化推進委員に関する指針の作成であったり、変更については推進委員も意見を述べて、それを反映させていくということになります。今後の連携の持ち方についてでございますけれども、当面、落ち着くまでといたしましょうか、当面の間は委員も推進委員も現場の確認等も含めた形で活動していただくということで、考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 今帰仁村でもやはり農地は耕作放棄地がどんどん広がっている中でありますので、その解消というのはすごく重要な部分かと認識しているんですけれども、この推進委員が入ることによって、より貸し手と借り手との連携がとりやすくなってくると理解しているんですけれども、この辺、農地中間管理機構もやはり連携しながら、どんどん入ってくるという形になっていきますけれども、これはどのような、要は村内の借りたい人、貸したい人でうまくつないでいくのをまず優先的にしながら、

そうならない土地を中間管理機構に行くという形でやっていくのかどうか、伺います。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

最適化推進委員の活動について、中間管理機構との連携の部分でということもございますけれども、まずは人・農地プランで地域の担い手として中心になる方々を優先的に考えるべきかと思えます。それをやはり考えていきながら、中間管理機構とも連携を図っていくということでございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 地元の人・農地プランに認定されている方を中心ということで、優先的にやっていくということで安心しました。やはり農地中間管理機構は貸し手がこちらで決めきれない部分がありますので、どういう農業者が来るのかなかなかわからない部分も正直不安な部分でありますので、その辺の確認でありました。今後調査をするに当たって、耕作放棄地という中で、荒廃地と耕作放棄地、要は農地として再生できるできないの線引きと伺いますか、その辺の明確な線引きを今後調整していくのかどうか、伺います。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

まず遊休農地について、分類として再生利用が可能な荒廃農地（ある意味、遊休農地です）と利用が困難と認められる荒廃地に分けて、利用再生が可能な部分については、最適化推進委員も含めて利活用について推進していくということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 議案第17号 今帰仁村附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について。34名の認定農家中に女性は何名いらっしゃるのでしょうか、お伺いします。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 6番吉田清尊議員の質疑についてご説明申し上げます。

ただいま34名の認定農家中、女性の認定農業者がいらっしゃるかどうかということでございますけれども、今現在、把握しているところではいらっしゃらない状況でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第13. 「議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第18号について質疑いたします。

今回、基本額、農業委員会の会長を含めて、委員、推進委員も含めて、能率額というものが入っているんですけれども、これは予算の範囲内で村長が定める額というのがあります。能率額が発生する場合と、

またそれに上限があるのかどうか、伺いたいと思います。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 2番上原祐希議員の質疑についてご説明申し上げます。

能率額について定められておりますけれども、これは予算の範囲内で村長が定める額となっております。これにつきましては、今現在、通常月額報酬ということで、農業委員の報酬が定められております。それに加えて、活動実績に応じた、成果実績に応じたという形での交付金が別途で交付される形となります。これにつきましては、月額報酬の原資となるものではございませんので、あくまで活動、それから成果実績に応じたものに対して委員、それから推進委員の報酬に上乘せという形での考え方となります。

活動実績に応じた交付金については、国が定める要綱の中で、上限といたしましては人数掛ける6,000円掛けるの12カ月というのが定められておりまして、推進委員の実際今何といたしますか、12名と仮定した場合に12名掛ける6,000円掛けるの12月ということになりますので、合計としては86万4,000円が交付の上限ということになります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 活動実績に応じて、また成果実績に応じてということでもありますけれども、これは毎月の成果報告だったり、実績報告になるのか。またそれを評価するのはどの部署なのか、この額も含めてですけれども、どういう形で決定されるのかを伺いたいと思っています。

○ 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。

まずは月々の評価なのか、年1回の評価なのかということでございますけれども、これは基本的に年間のトータルの活動の評価になります。それから評価の方法についてでありますけれども、ある程度目標を定めて、その達成度に応じて、点数を割り振っていく形になります。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時40分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時40分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 漏れがございましたので、再度ご説明申し上げます。

評価に関してでございますけれども、それについては農業委員会が行うことになります。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時40分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後3時41分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明を申し上げます。

まず目標の設定につきまして、活動の実績等は農業委員会のほうでとりまとめまして、県のほうにまずは交付申請という形で行います。それから県のほうで適正であるということであれば、また国のほうに交付金の申請を行うという段取りになります。その中で国の予算の中でということなんですけれども、各市町村へ配分されていく流れとなります。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後3時43分)

- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時43分)
我那覇隆文経済課長。
- 我那覇隆文 経済課長 上原議員の質疑についてご説明申し上げます。
成果実績、それから活動実績については目標を設定して、元となる数値をつくらなければなりませんので、それについては農業委員会のほうで設定をさせていただいて、そこからスタートして、成果実績、それから活動実績を求めていくということになります。以上でございます。
- 東恩納寛政 議長 2番上原祐希議員。
- 2番 上原祐希 議員 この制度はモチベーションにもなると思うので、大変いい制度かと思うんですけども、この目標設定というのは農業委員会の中で設定するという事なんですけれども、この目標設定というのは今ある耕作放棄地の坪数のプラスどれだけ、何パーセント以上解消しないといけないとか、国の方針的な部分があるのかどうか。要は目標設定を自分たちで決めるのであれば、それなりに目標達成できる数値というのを多分設定したほうがいいという話になってくると思います。その辺の部分をちょっと確認いたします。
- 東恩納寛政 議長 我那覇隆文経済課長。
- 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明を申し上げます。
国の目標数値の設定については、基準として達成度が130%以上である場合には、最大評価点といいたまうでしょうか、をもらえるような仕組みになっておりますので、現況から目標値に向かって130%改善された場合には、及第点といいたまうでしょうか、がもらえるような算定方式になっております。以上です。
- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時45分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時47分)
我那覇隆文経済課長。
- 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明申し上げます。
目標の設定についてでございますけれども、これにつきましては今の現況の遊休農地とか、耕作放棄地からの解消率でいきます。よろしいですか。
- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時48分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 3 時49分)
我那覇隆文経済課長。
- 我那覇隆文 経済課長 ただいまの上原議員の質疑についてご説明を申し上げます。
目標面積についての設定なんですけれども、今、現行の遊休農地から現に使われている農地面積で、遊休農地が解消されると有効に活用される面積がふえていきます。それに関して、農地のほうに今現行の設定から何パーセントふえていったのかということを目録設定していきます。その中で国の定める要綱につきましては、達成度が130%以上になった場合には点数振り分けがありますけれども、一番最高の点数で評価をするということでございます。
- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後 3 時51分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後 4 時07分)

我那覇隆文経済課長。

○我那覇隆文 経済課長 2番上原祐希議員の質疑についてご説明を申し上げます。

先ほど説明の中で農業委員会のほうで面積目標を定めてということで、ちょっと説明を申し上げましたけれども、訂正させていただいて、農業委員会の中で活動計画等の目標を立てて、そこの中で活動の中で調査であったり、マッチングを試みたりする取り組みの中で、遊休農地が解消された場合に、その部分について県に申請をして、そこから県のほうでオーケーが出れば、国のほうへ交付金として申請するという流れでございます。以上でございます。

○東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○1番 與儀常次 議員 議案第18号です。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

次のページです。農業委員会、現在とまたは今からということで比較がありますけれども、現在は会長が5万4,000円、委員が5万1,000円ということであって、次に改正後は会長が基本月額4万7,000円、委員が基本月額4万1,000円、農地利用最適化推進委員が基本月額3万円と、能率給あとで、先ほどもあったので聞きますけれども、能率給は村長が定める額というのに上限があるのかどうか。これが1万円から10万円ぐらいまでの上限があるのか。村長が定める額というのがくせものだと思っていますので、能率額ありますので、どういう判断でやるのか。当局は大変困るものだと思っています。能率額を算定するに当たって、どういう方法で決めるのか。それとこの金額4万7,000円、4万1,000円、3万円は、国からの指示でこれは調整できないのかどうか、地域にあった農業委員会のやり方、農業委員会を頑張らせるために、この委員と推進委員と金額の差が1万1,000円の差があるという形で、今後問題になると思っています。委員と推進委員は会合を同じ日、同時にやるのか、また今、定例会は農業委員会は月一という形でやっていますけれども、別々に月一で委員と、推進委員の会合をやるのか。8名と12名の会合をするのか。一緒に20名が委員も推進委員も農家のための会合としてやるのか、お伺いします。

それと今、一番懸念されるのが、委員と推進委員の金額の差です。これの仕事内容ですね、委員は1万1,000円高いけれども、この仕事内容はどんな仕事があるのか、推進委員は3万円の額にあった仕事はどういう仕事があるのか。極端に言えば、委員は月一回集まって農業のための会合をするだけなのか、そして推進委員は8・1調査をして、ナンギサーだけするのが推進委員の仕事なのか、この仕事の中身、わかる範囲で答弁を求めます。

○東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時12分)

○東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時15分)

我那覇隆文経済課長。

○我那覇隆文 経済課長 1番與儀常次議員の質疑についてご説明を申し上げます。

まず1点目、能率額について、予算の範囲内で村長が定める額とあるものに関してでございますけれども、先ほどの説明でも申し上げましたけれども、国のほうから活動に応じて、活動の成果、それから活動に応じて農地利用最適化交付金が農業委員会交付金とはまた別途に交付されるということがございますので、これは先ほども申し上げましたけれども、この交付金については委員の報酬の原資となるものではな

くて、その活動に応じて、報酬に上乘せされる額ということで、国からの交付金の額。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時16分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時16分)

我那覇隆文経済課長。

- 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明を申し上げます。

農地利用最適化交付金として活動して入ってきた場合には、それがその額が村長が定める額ということで予算化して、報酬に上乘せしてお支払する額ということになります。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時17分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時19分)

我那覇隆文経済課長。

- 我那覇隆文 経済課長 ただいまの質疑についてご説明を申し上げます。

委員と最適化推進委員の仕事内容についてということですが、これは基本的には委員の場合は合議体として決定する事項が総会においてありますので、それが大きな役割になります。農地最適化推進委員につきましては、先ほど申し上げましたけれども、人・農地プランなど地域の農業者等との話し合いとか、それから出し手、受け手へのアプローチ、農地利用の集積、集約化の推進、遊休地の発生防止の解消に向けた地域活動といいたいまいしょうか、それに向けてが主な活動内容となります。以上でございます。

- 東恩納寛政 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後4時20分)
- 東恩納寛政 議長 再開します。 (再開時刻 午後4時20分)

我那覇隆文経済課長。

- 我那覇隆文 経済課長 すみません、漏れがございましたので、追加でご説明申し上げます。

農業委員については、先ほど総会等での議決も含めて、役割としてございますけれども、最適化推進委員につきましては、総会等への出席はないということでございます。以上でございます。

- 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今、経済課長の答弁では定例会は委員がやると、推進委員は役場との会合はないということですが、推進委員は委員が決めたことを着々と仕事をするだけという形になるわけです。行政で決めごととは委員が決める。地域において難儀するのは推進委員が役目という形になると思うんですが、だったら報酬は逆でいいと思うんですが、はっきり言って。そうでなければ同じ報酬でなければ推進委員になる人はいないんです、現況として。いまだかつて農業委員、字でお願いして出していますので、カシマサヌ、この仕事はやりたくないということがあるんですが、農家の皆さんにお願いして、地域代表とした形で今10名、前は15名、20名と出していましたけれども、委員は8・1もしない。これは推進委員は8・1調査もあるわけでしょう。8・1もないですか。1・1調査はないけれども、8・1はあるんですね。8・1は1筆、1筆調査するんです。この土地には何を植えている、お家を回ってチェックして、聞き取り調査するのが推進委員なんです。一番多く難儀する人は3万円、役場で会合だけする人は4万1,000円で、これでは推進委員になる人はいないんです、現状に、はっきり言って。だからこれは国からこの金額を決めてきたのか、そうでなければ一つにやるべきではないかと思っていま

す。逆になるべき。月一役場へ来て、協議だけする人は4万1,000円、各字で調査もして、地域と連携している掘り起こして、いっぱい難儀するのは3万円ではできないだろうと思います、現在。今よりも今帰仁村の農業が衰退する可能性があるんです。今の報酬ではやり手がいらないと思っていますけれども、どう思いますか。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1番與儀常次議員の質疑にお答えいたします。

具体的なことについては、経済課長から説明しましたけれども、今回の条例の改正は国の法律の改正に伴う村の条例改正であります。農地利用最適化推進委員の委員が農業委員よりも金額が少ないと。なる人がいないのではないかという懸念だと思いますけれども、それはあるかもしれませんが、提案した村長としては、この条例が議会の同意を得られましたら、なぜ今回この条例が改正されたのかを含めて、農業委員会、あるいはまた村内の各種農業団体があります。JAを含めて、産地協議会等ありますので、この条例の改正について、やはり村がきちんと説明をして、周知していくと。その中でまた農業委員については、先ほどから経済課長から答弁がありますように、8名の農業委員のうち4名、半数以上は認定農家ということもあります。これはやはり認定農家が半分以上ということは、今回の条例の改正の非常に大事なところだと思います。そしてこれは選考委員会で農業委員については公募、推薦ありますけれども、8名について適任という方を選考委員会で選考して、それはまた議会の同意がないと委員として選任できないわけですから、それにふさわしい方を選考委員会で選任していく努力をしたいと思います。そしてまた農地利用最適化推進委員については、議会の同意を得て得られた農業委員会で推薦していくということで、確かに委員と比べて月額報酬は低いんですけども、先ほどから経済課長から答弁がありますように、また活動に応じた能率額ということがあります。最大で86万4,000円ですか、目標達成差があるということですが、予算の範囲内で村長が定める額と書いておりますけれども、やはり選考委員会で選ばれた農業委員、最適化推進委員もその任務を十分全うできる方々を選考していきたいと思いますので、選ばれたら報酬が低いから活動が低下するとかということは、そういう委員は選任に応じないとか、そういう報酬が低いということで希望しない人は、推進委員会の中でも出てこないと思いますので、そこはこの条例の今回の改正をきちんと周知して、そのことを実現することが今帰仁村の農業の発展につながると私は確信しておりますので、また推進委員の報酬が少ないということがないように、活動に応じて加算されることについては、最大限加算できるように、委員に選ばれた皆さんには平等にやっていくべきだと考えております。特別に事情に応じて、また活動に参加できないということが仮にあったとすれば、それはその時点で村長が定める額ということがうたわれておりますので、きちんと今回の条例改正については、村民を初め、特に農業団体に説明を十分やって、この条例の改正が今帰仁村の農業の発展につながるように、村長としても取り組んで、周知もしていきたいと考えております。

○ 東恩納寛政 議長 休憩します。

(休憩時刻 午後4時28分)

○ 東恩納寛政 議長 再開します。

(再開時刻 午後4時31分)

我那覇隆文経済課長。

○ 我那覇隆文 経済課長 1番與儀常次議員の質疑についてご説明を申し上げます。

先ほど私の説明の中でちょっと不適切な部分がありました。基本的に推進委員の業務内容としては、地域の業者とのお話合いをもつての推進とか、出し手、受け手へのアプローチ、それから遊休農地の発生防止解消等、現場活動が中心となります。その中でも当面の間ということで、先ほどもちょっと説明はさせていただいたわけなんですけど、農業委員も含めて、農業委員と適正化推進委員のタイアップした形で活動を行っていく方向でございます。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 まさに私は農地法初めて以来の大改革だと思っています。皆さんも今から相当苦勞するだろうと思っております。今までと変わってきますので、組織から、委員から、推進委員ということで。村長にお伺いしますが、今そういう農地法、農業委員会いろいろ厳しい中で、今までいた職員はそのままいるんですか。新しい職員ばかりで、全然わからない人だけになる可能性がありますけれども、大きい改正で、経済課がパニックするのではないかと考えていますけれども、どうですか、答弁を求めます。いまいる職員が、今まで勉強してきた人たちがいて対応するのか、人事異動にもかかわりますので、新しい人が農業委員会で対応するのかどうか。

○ 東恩納寛政 議長 島袋輝也総務課長。

○ 島袋輝也 総務課長 ただいまの質疑について説明いたします。

人事に関することなんですけれども、農業委員会の職員につきまして、現在の職員が残るかということの内容だったんですけれども、現在の職員につきましては、人事異動に伴いまして、他の部署に異動します。新しい職員が来ることになっています。ただ今回から農業委員会につきましても併任辞令で行いますので、経済課とより連携を深める形で業務が遂行できることと思います。また旧職員につきましてもほかの県とか離れた場所に行くわけではございませんので、連携を持ちながら、農業委員会の現行の改革を含めて、スムーズにいけるように協力していけるものだと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ただいま1番 與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次 議員 今いる職員も別に異動すると。臨時職員も別に異動なんですよね。今まで農業委員会にかかわった人はいなくなるという形ですよ。だったら旧職員はあっちの仕事もする、こっちの仕事もするのでは大変な形になると思うんです。あんな大幅な見直しなのに、経済課は大変困るのではないかなと思うんです。会長の本音では、どんなしようかという感じだと私は思うんです。給料も変わる。報酬も変わる。委員を選ぶのにも苦勞するのではないかな。今後の仕事内容にも苦勞するのではないかなと思っています。推進委員と委員との形で。これも今から役場がどんなに頑張るか期待していますけれども、不安な感じがします。今、村長から答弁があったんだけど、この4万1,000円と3万円を村長の定める額で調整できるように頑張ってもらいたいです。委員と推進委員の報酬が同じなのに、仕事と同じだったら同じ賃金であるのが定めなんです。同じ労働、同じ賃金なんです。同じ労働をして賃金が違うということは考えられないことですので、ぜひこの点を検討して、頑張ってもらいたいのだけれども、答弁を求めます。

○ 東恩納寛政 議長 喜屋武治樹村長。

○ 喜屋武治樹 村長 1 番與儀議員の質疑にお答えしたいと思います。

やはり農業委員と農地利用最適化推進委員の仕事内容についても先ほど説明しました。また委員はこの選考委員会で適任者を選定して、議会の同意を得て初めて、委員として就任できるわけです。その重みというのもあります。最適化推進委員については、議会の同意を得て選ばれた 8 名の農業委員の中で選考していくということで、また選ばれる過程においても違います。それと大幅な改正に伴って、経済課、担当も異動するのではないかとということですが、役場はもちろんこういう改正のときには残ったほうがいいのではないかとという質疑の内容も理解できますけれども、全体の人事の中でまた異動する場合があります。ですからこの担当はこの人でないといけないとか、あるいは制度が変わったから、またこの職員がずっと残らないといけないとかということではなくて、私は今帰仁村の職員は内示され、また 4 月 1 日から新しい部署に行くわけですけれども、やはり前任者みたいになれていないかもしれませんけれども、一生懸命やれば十分こなしていける職員だと理解しております。そしてまた先ほど総務課長からも答弁がありましたように、前任者としていろいろなアドバイスもできる立場にありますし、同じ庁舎内にいるわけですから、そういう意味で人事については、総合的な立場で検討して、今回内示しておりますので、その点についてはご理解いただけるものだと考えております。以上です。

○ 東恩納寛政 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

日程第 14. 「議案第 19 号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 東恩納寛政 議長 「質疑なし」と認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(散会時刻 午後 4 時 40 分)